

令和4年12月6日（火曜日）

第4回松島町議会定例会会議録

（第3日目）

令和4年第4回松島町議会定例会会議録（第3号）

出席議員（13名）

1番	菅野隆二君	2番	米川修司君
3番	櫻井靖君	4番	櫻井貞子君
5番	杉原崇君	6番	後藤良郎君
8番	高橋幸彦君	9番	阿部幸夫君
10番	今野章君	11番	小澤陽子君
12番	片山正弘君	13番	高橋利典君
14番	色川晴夫君		

欠席議員（1名）

7番	赤間幸夫君
----	-------

説明のため出席した者

町長	櫻井公一君
総務課長	千葉繁雄君
財務課長	佐藤進君
企画調整課長	佐々木敏正君
町民福祉課 こども支援班長	千葉浩司君
健康長寿課長	齊藤恵美子君
産業観光課長	太田雄君
建設課長	赤間春夫君
会計管理者兼会計課長	岩渕茂樹君
水道事業所長	赤間隆之君
総務課総務管理班長	相澤光治君
総務課環境防災班長	村松龍君
教育長	内海俊行君
教育次長兼教育課長	千葉忠弘君

選挙管理委員会事務局長
監 査 委 員

中 條 宣 之 君
丹 野 和 男 君

事務局職員出席者

事 務 局 長 櫻 井 和 也 次 長 熊 谷 直 美
主 査 清 水 啓 貴

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 4 年 1 2 月 6 日 (火曜日) 午前 1 0 時 0 0 分 開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

- 〳 第 2 議員提案第 7 号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 3 議案第 6 1 号 職員の降給に関する条例の制定について
- 〳 第 4 議案第 6 2 号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について
- 〳 第 5 議案第 6 3 号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 〳 第 6 議案第 6 4 号 松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について
- 〳 第 7 議案第 6 5 号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について
- 〳 第 8 議案第 6 6 号 松島町職員定数条例の一部改正について
- 〳 第 9 議案第 6 7 号 職員の定年等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 1 0 議案第 6 8 号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 1 1 議案第 6 9 号 職員の給与に関する条例の一部改正について
- 〳 第 1 2 議案第 7 0 号 松島町立学校の設置に関する条例の一部改正について
- 〳 第 1 3 議案第 7 1 号 松島町保育所条例の一部改正について
- 〳 第 1 4 議案第 7 2 号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 〳 第 1 5 議案第 7 3 号 松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について
- 〳 第 1 6 議案第 7 4 号 指定管理者の指定について (松島町 B & G 海洋センター、松島町民グラウンド)

- 〓 第17 議案第 75号 指定管理者の指定について（北小泉・下竹谷地区コミュニティーセンター）
- 〓 第18 議案第 76号 指定管理者の指定について（垣ノ内集会場）
- 〓 第19 議案第 77号 指定管理者の指定について（高城コミュニティーセンター）
- 〓 第20 議案第 78号 指定管理者の指定について（本郷ふれあいセンター、反町支館）
- 〓 第21 議案第 79号 指定管理者の指定について（華園集会場）
- 〓 第22 議案第 80号 指定管理者の指定について（左坂支館）
- 〓 第23 議案第 81号 指定管理者の指定について（大日向サブセンター、萱倉支館）
- 〓 第24 議案第 82号 指定管理者の指定について（上竹谷生活センター）
- 〓 第25 議案第 83号 指定管理者の指定について（小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター）
- 〓 第26 議案第 84号 指定管理者の指定について（根廻分館）
- 〓 第27 議案第 85号 指定管理者の指定について（初原コミュニティーセンター、上初原支館）
- 〓 第28 議案第 86号 指定管理者の指定について（桜渡戸分館）
- 〓 第29 議案第 87号 指定管理者の指定について（町営三浦墓地）
- 〓 第30 議案第 88号 指定管理者の指定について（町営古浦墓地）
- 〓 第31 議案第 89号 指定管理者の指定について（松島防災センター、三十刈避難所）
- 〓 第32 議案第 90号 指定管理者の指定について（帰命院避難所）
- 〓 第33 議案第 91号 指定管理者の指定について（白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所）
- 〓 第34 議案第 92号 指定管理者の指定について（手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所）
- 〓 第35 議案第 93号 令和4年度松島町一般会計補正予算（第7号）
- 〓 第36 議案第 94号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 〓 第37 議案第 95号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 〓 第38 議案第 96号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）
- 〓 第39 議案第 97号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）
- 〓 第40 議案第 98号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 〓 第41 議案第 99号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

Ⅱ 第42 委員会の閉会中の継続審査・調査について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開 議

○議長（色川晴夫君） それでは、皆さん、おはようございます。

ただいま出席議員が12名であります。定足数に達しておりますので、これより令和4年第4回松島町議会定例会を再開します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（色川晴夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、12番片山正弘議員、13番高橋利典議員を指名します。

日程第2 議員提案第7号 松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第2、議員提案第7号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案提案第7号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議員提案第7号松島町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第61号 職員の降給に関する条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第3、議案第61号職員の降給に関する条例の制定についてを議題と

いたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第61号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第61号職員の降給に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第62号 職員の高齢者部分休業に関する条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第4、議案第62号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 今回の定例会では、職員の皆さん方の定年延長ということに関わって、今回たくさんの条例改正が提案をされているわけでありまして。なかなか私もよく分からなくて、先ほどの議案も賛成したらいいのか反対したらいいのか分からないようなところがあるんですが、取りあえず、この62号、高齢者部分休業ということに関して改めて条例をつくると、こういうことのようなんですけれども、そうした中で、説明の中ですか、定年前再任用短時間勤務制というのがあるんですけれども、これはどういうふうに違うのかなど。表題の高齢者部分休業と定年前再任用短時間勤務制と、それぞれ職員の皆さんの働き方でいろいろ選択できるものを用意したということなんだということは理解するんですが、どちらがお得かとか、そういうのがあるのかどうかも含めて、それについて教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、高齢者部分休業制度については、定年引上げについての参考

資料お渡ししていると思います。その2ページで比較していただくと分かりやすいと思います。こちらについては、職員の身分ということで、期限の定めのない常勤職員、要は、退職をしないで、そのまま61歳、62歳になっても退職をしないままずっと働き続けるという身分のままです。ただ、定年前再任用短時間勤務制度は60歳以後に一旦退職するということは、退職金を1回もらいますということなんですけれども、ですから、この定年前再任用短時間勤務制度というのは、非常勤の職になります。高齢者部分休業制度は常勤の職員です。定数上の取扱いも書いてあるとおりですし、高齢者部分休業制度であれば定員内ですし、定年前再任用短時間であれば非常勤ですので定数外ということになっています。

給料の部分に関して言えば、これは、高齢者部分休業制度は、勤務時間のところにも書いていますが、最大取って、本来週に38時間45分、要は、週5日勤務するところを、その総時間で言えば2分の1まで休業が可能ですよというふうになっています。ですから、例えば週3日終日働いて、残りの2日は休むということも、極端な話は可能です。ただ、休んだ分は当然給料を1時間当たりで換算をして差し引きになりますので、その分当然下がります。定年前再任用の短時間勤務については、この後の給与条例関係なんかで出てきますけれども、今の再任用の職員、給料表に今は再任用職員の給料が一番下の列にあると思います。ただ、定年前再任用は、短時間は6時間ですので、そこに給与表の一番下にあるところの額というのは、あくまでもフルタイムの額ですので、それを6時間当りに換算をするということになります。

あと、もう1つ違うのは、高齢者部分休業制度については、給与は先ほど言ったとおりですし、例えば、期末勤勉手当にしても、率そのものは常勤職員の率で計算される、だから、今回提案しているのが4.3、年間。ただ、減った分は当然その分は考慮されませんので、その分比例して減ると。ただ、定年前再任用短時間勤務制度は今の再任用と同じですので、改正後の、今だと年間2.3に今回改正しますので、そのような状況になると。ただ、損得の話で言うと、高齢者部分休業制度というのは取りようによるので何とも言えませんが、単純に考えた場合、期末勤勉手当の率が4.4と2.3という違いがありますので、単純にはその部分は変わってくるでしょうということになります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ありがとうございます。結局、お話を聞いていると、定年前再任用というのは一旦退職するということなんです、そうすると。そうすると、定年前でこれを選ぶ

ということは、退職していると。また、定年前のように常勤ではないけれども、職員に戻るということは不可能だということですよ。分かりました。その代わり、高齢者部分休業のほうについては退職していないので、その範囲の中で週2分の1の時間で休業することが可能だと。そういうことでいいわけですか。大体何となく分かったような気がします。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。ございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第62号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第62号職員の高齢者部分休業に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第63号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第5、議案第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第63号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第63号地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第64号 松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

○議長（色川晴夫君） 日程第6、議案第64号松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 今野です。これについて、条例に関する説明資料ありますけれども、この一番下のほうの表の中の下ですね、事業者が所轄税務署へ所得税、法人税の青色申告を行うことが必要と、こう書いてあるんですけども、これはどういうことを根拠にして青色申告というふうになっているのか、必ず青色申告をしていないと対象にできないということになるのか、その辺ちょっともう少し詳しく教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、この減免の流れでございますけれども、こちらにつきましては、9月に議会で議決していただきました過疎の地域の持続的発展計画、これに基づいて町のほうに申請というか確認申請書を提出していただくような形になります。それに基づいて、まず所轄税務署のほうに、それに伴って確認書を付随して税務署のほうに申告行為ということが発生します。その段階で租税特別措置法の適用を受けるということになりまして、その租税特別措置法において青色申告をしている個人または法人という法の縛りがございますので、まずそちらで所轄税務署での申告書で青色申告が必要だと、申告の写しを基に町のほうに提出していただくというような流れになりますので、租税特別措置法のほうで規定されているというようなことになります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。法律の上できちんと規定をされていると、そういうことで理解をしておくということですね。

それから、もう1つ、その下の欄です。土地についても固定資産税の課税免除対象としますよと、ただし、取得の日の翌日から起算して1年以内に当該家屋の建設の着手があった場合

ですと、こんなふう書いてあるんですが、この取得日については、いつの時点を取得日とするのか、それについて教えてください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 取得日でございますけれども、あくまでも登記になりますので、登記の日が取得日という扱いになります。登記される日というところが取得日というふうになります。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 土地の契約というのはいろいろあると思うんですけども、土地の売買契約をしました、その契約書が成立しましたと、そういう日と登記日のずれって必ずあるんじゃないかと思うんですよね。だから、それは登記日でいいのかどうか。いわゆる取得日について、契約が成立した日なのか、それはそういう認識でいいんですか、登記日ということで。登記日だと、若干日にちが遅れたりすることもあるかなという気がするんですよ。だから、取得した日と登記日って必ずしも一致しないと思うので、本当に登記日でいいのかどうかということだけ、ちょっともう1回確認させてください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 土地の売買契約、あと登記日が今野議員さんおっしゃるように若干ずれるというのはあり得るといえる話でございます。ただ、契約の条項の中にも前払い金とか登記とかそのところに関してお金を支払って、それから登記ということで途中解約ということも、やっぱり企業ですとそれ相当の金になりますので、そういうこともあります。最終的には登記して、AさんだったらAさん、A社の所有になったというところから1年というような解釈になるところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。2番米川議員。

○2番（米川修司君） 米川でございます。私からは2つ質問させていただきます。

まず、課税免除の対象ですけれども、いわゆる償却資産ということで、機械・装置、建物・附属設備、構築物とありますけれども、一般的に償却資産といいますと、工具や器具、備品というのも含めるんですが、今回それらが含まれないというのは何か経緯とか背景とか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） こちらにつきましては……。

○議長（色川晴夫君） どうぞ。

○財務課長（佐藤 進君） こちらにつきましても、租税特別措置法の中で機械・装置というのであれば、通常であればその他製造設備とか、そういうことの扱いで、あと建物・附属設備ですと、その店舗、照明、水道設備、空調設備、また構築物ですとアスファルト舗装の敷地整備分とかということで、そちらの法律のほうで定まっているということになっていまして、そちらの合計が500万円以上とか何千万円以上というふうになっているところがございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。国の法令で決まっているというところが大きいと思うんですけども、例えば、医療機関ですと、1つ当たり500万円以上の医療機器というのは普通にありますし、そういったところは今回対象にならないということで分かりました。

あともう1つですが、課税免除の申請についてですけども、こちらは、償却資産の申告書を受理した後で、何か対象となる事業者へ案内といったものは予定されているのでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁。佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 課税免除を町のほうに申請してもらってということになりますけれども、その後のという話ですけども、条例に関する説明資料ということの2ページということになりますけれども、そちらの第5条ということで、課税免除の決定ということで、第4条の申請を受理したときは審査の上、その旨申請者に通知するということになりまして、様式等については規則ということで様式等を定めて、そちらの課税免除者のほうに課税免除の決定ということで通知する予定でございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 2番米川議員。

○2番（米川修司君） この第5条の課税免除の決定のところは、よく理解できました。私が懸念しているのは、課税免除の申請ができるという権利を持った事業者であっても、この特例について知らないためにそもそも課税免除の申請が漏れてしまうんじゃないかということです。その事業所の顧問税理士がこのことを知っていればアナウンスがあるんでしょうけれども、顧問税理士がこういったことを知らない可能性もあると思いますので、そういったところ、申請が漏れないために何か対象の事業者へ案内とかは予定されているのでしょうか。お尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） まず、こちらの課税免除の条例でございますけれども、本町が令和4年4月1日から過疎地域になったということに基づいての条例制定でございます。宮城県内16町村で過疎地域の指定になっているということでございまして、その過疎地域の指定になっている市町村については、今回今定例会に提出しているこの条例と同様の条例を定めているのが現状でございます。米川議員がおっしゃるように、税理士さんとか、分かっている税理士さんだったら、松島が過疎地域だからこういうのも対象になるんじゃないかということをご存じだとはこちらも思いますが、そちらが抜けるというか、それは対応していない税理士さんとかもいらっしゃるかと思いますので、そちらについては、個別の事業所にはちょっと、あなた対象ですよ、対象じゃないですよということではちょっと通知はできないんですが、広報とかインターネットとかでこういう制度が、条例可決後には、こういう過疎地域でこういうことであれば課税免除できますよということについては、ホームページ等で周知したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） ホームページ等の周知というのはよく分かりました。この議案の可決前にはできないことかもしれませんが、そろそろ償却資産税の申告書を各事業所へ送付される時期かと思えます。そちらの郵送物に、この課税免除の申請についての案内物は同封できるのでしょうか。そういった予定はあるのでしょうか。お知らせください。

○議長（色川晴夫君） 佐藤財務課長。

○財務課長（佐藤 進君） 今のところ、先ほど私が申し上げたように、広報等の周知と、申告書の送付ということもありますが、ここにちょっとこの業者さんは対象です、対象じゃないですということになると、ちょっと紛らわしい点もございますので、取り急ぎホームページ等の公表で状況を見次第、申告書の送付とかということは、町でも検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） 分かりました。すみません、ちょっと説明が下手でしたけれども、ホームページを閲覧しない事業者がいるかもしれませんので、償却資産税の申告書の郵送物に、あなたは対象ですとかそういったことではなくて、一律こういった課税免除の申請というのがありますという、そういう案内チラシだけでもぜひ同封していただければと思っております。

す。

私からは以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第64号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第64号松島町過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置に係る固定資産税の課税免除に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第65号 松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第7、議案第65号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案理由が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第65号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第65号松島町議会議員及び松島町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されまし

た。

日程第8 議案第66号 松島町職員定数条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第8、議案第66号松島町職員定数条例の一部改正について

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。1番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 1点だけ教えていただきたかったんですが、新旧対照表の9のほうの第2条の（4）と（5）を合わせたものが新の第1条の（4）になると思うんですが、これだと、人数が9人ぐらい減っているんですけども、これは第5条に絡んでの差異なのかどうかということも含めてちょっと教えていただきたかったです。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 教育委員会の件については、まず施設の再編もありますし、あとは、例えば今までだと学校のほうに労務職の職員がいたりとか、いろいろな配置もあったと思いますが、それで、定数条例自体が、実質定数を調整しているというのが平成11年とか、大分、もう20年以上前の数字なものですから、実態の確認をさせていただいて、それらを考慮して、教育委員会がそこから比較すると多かったということで、9人マイナスにはなっています。ただ、教育委員会も出先機関、今指定管理の施設とかも当然持っていますので、今指定管理で来ていますけれども、それが仮に直営になったとしても、この人数であれば大丈夫というのも、ちょっと数字上確認をさせていただいて、整理をさせていただいた数字になっています。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。ぱっと見減っちゃうのかなと思ったので確認でした。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑、櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 4番櫻井貞子です。今菅野議員が聞いていただいた定数の変更という部分があって、先に定年前再任用の部分の説明があったわけなんですけど、その中に、定数外職員という、定員外という部分があるんですけど、今回の条例に関しての町長部局が145人から140人になったわけなんですけど、そこの中に定数外の職員とか分かれば教えていただきたいんですけども。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

- 総務課長（千葉繁雄君） これは、条例の定数の145という意味でよろしいですか。
- 4番（櫻井貞子君） 各部局、議会から総務、民生、衛生、労働、農林水、ずっと各部門ごとあるので、もし分かれば教えていただきたい。
- 議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。
- 総務課長（千葉繁雄君） 多分、実数ということかなと思っていました。まず、町長事務部局が122ですかね。これは、あくまでも、今ちょっと若干動いてはいるんですけども、2か月ぐらい前の数字ですので、そこをちょっとご承知おきいただきたいと思います。議会の事務局は4で、定数と変わりません。あと、選挙管理委員会は1で、一人併任なので、実際選挙の仕事を併任でやっている方は、併任の分は選挙管理委員会の定数に含みませんので、一応現在定数が1で実態も1ということでございます。それから、教育委員会の事務局の職員としては、現行定数15ですけども、今12ですかね。それから、学校及び学校以外の教育機関の職員ということで、現在定数が39ですけども14と。農業委員会、これは定数2ですけども、2名とも全員併任ですので、実数としてはゼロという数え方になります。あと、水道事業関係については、今定数15となっていますが、11というふうになっています。

以上でございます。

- 議長（色川晴夫君） 櫻井貞子議員。
- 4番（櫻井貞子君） ありがとうございます。
- 議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。杉原議員。
- 5番（杉原 崇君） 杉原です。今、町長部局職員122名ということでお話あったんですが、ちょっとこれ、先ほどの高齢者部分休業の話とちょっとリンクしちゃうんですが、こちらは定員内に入る、定数に入る人数ですよ、こちら部分休業の部分は。そのときに、勤務時間の半分を上限に部分休業できますよとある中で、結局この人数は変わらずに部分休業する方が増えてくると、60歳以下の職員の方の負担がより増えるんじゃないかという、逆に懸念も、ここで話しするのかちょっと迷ったんですが、そこをどういうふうに思っていられるのか、そこをお聞かせいただきたいと思います。
- 議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。
- 総務課長（千葉繁雄君） 今、高齢者部分休業制度を県内で導入しているというのは、実際は宮城県だけです。今回もいろいろ確認したんですけども、制度として取り入れる市町村は、一応松島町だけということになっていました。法令上は、実は年齢の制限ないです。名前と

ちょっと合致しないんですけれども、ただ、宮城県の場合も55歳以上ということになっていて、ちょっと定年の経過措置でだんだんそこは変わっていくんですけれども、全国的に大体55歳以上が多かったと。私たちもいろいろ55歳がいいかとか60歳がいいかとかという議論をしたときに、やはり今言われたように、仮に取得する方が複数人出てきた場合に、運営上の支障も考えられるということで、現行の、今60歳定年ですので、60歳以降であれば、もともと短時間勤務とかフルタイムの方のほうが断然多いんですけれども、再任用の年齢と同じですので、そういう意味合いもあって、まず60歳以上を対象にさせていただいたと。仮に、取得する方が複数人出て、本当に業務上支障を来すということになれば、そこは何らかのフォローが当然必要になるかなど。例えば、会計年度を配置するだとか、例えば、現在でも子育てをされている方というのは育児休業を、公務員の場合だと最大3年ぐらいまで取れますので、そういった場合には、複数人いればその手当というのは当然していますので、同様にそうしたことも考えられるかなどということは思っております。その辺、今後定年が10年間ですずっと伸びていきますので、退職者数が今まで60歳で退職していた人が残るということになると、職員数は、基本的には増えざるを得ないというか、少し増える期間が一定期間生じてしまいますので、そこはやっぱり職員全体の年齢構成を考えると、そこはちょっとやむを得ないのかなどというふうに考えていますので、その辺も踏まえた上での定数の整理をさせていただいています。

以上です。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第66号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第66号松島町職員定数条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第67号 職員の定年等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第9、議案第67号職員の定年等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） いろいろ条例で中身はあるんですけども、1つだけ、特例措置ですか、定年退職日を延長できる特例措置というのがあるんですけども、これは、いろいろ高度な知識があったりとか、技能、経験、勤務環境等々の関係で特別に定年を延長できると、こういう制度なんですけど、今までも多分こういうのがあったのかなとは思いますが、実際に、そういうことがあったのかどうか、特別に延長するケースがあったのか、今後そういうことが見込まれるのかどうか、見込まれないけれども、いつかはあるかもしれないから制定をするというか、そういうことなのか、その辺についてちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 特例措置については、現在の定年退職の条例にも制度としてはありました。ただ、私が知る上では、過去にもそれを使って延長をかけたというのは承知しておりません。ほかの事例だと、例えば東日本大震災の際に、塩竈市さんがたしか3か月か6か月ぐらいそれを使って延長をかけて対応をしたというような記憶がありますけれども、うちの町ではないと。今後についても、基本的にはあまり想定は、今の段階では想定はしていませんけれども、今後いろいろな公務員の方のいろいろな専門性とか人材不足とか、決して民間と比較すると公務員の受験者、特に土木職とか、あとは保健師とか専門職というのは、受験者数がなかなか公務員のほうを受験していただけていないのが、どこでもそうなんですけど、実態としてありますので、そういったこともちょっと考慮した上で、制度としては環境整備をしておくことのほうが望ましいということで整備をしております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今のお話ですと、技能職というか、そういったところで人材の確保が大変だというお話もあったわけですが、今後もそういう状況が引き続き続くということになれば、やっぱり定年特別措置があり得るといふことの解釈でいいわけですね、そうすると。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 可能性として、ないか、あるかという2択で言われれば、可能性は

僅かでもあるということ想定して、一応規定として整備したということです。

○議長（色川晴夫君） 今野議員、よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第67号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第67号職員の定年等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第68号 松島町長等の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第10、議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第68号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第68号松島町長等の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第69号 職員の給与に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第11、議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。10番今野章議員。

○10番（今野 章君） 今回の給与の改正については、給料表で若年層というか、新規の方含めてたしか200円から400円ぐらい上げますよと、こういう内容でよかったのかなと、こういうふうに思うわけですが、そこに並んでいる皆さん方の、いわゆる55歳を境にした皆さん方は、給与の抑制というのは非常にされているんだろうなと思っているわけです。残念ながらその部分については、給与表の見直しというのはなかったのかな、どうなのかなと思っているものですから、その辺についてまず1つ、見直しどうだったのか教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 今回の給料表の見直しは、まず1級から5級までですので、課長級職だと6級、7級になっていきますので見直しはないと。なおかつ、4級とか5級というのは、例えば4級であれば4の15号俸までですとか、5の7号俸までですので、実態として今回影響のある職員というのは1級から3級までの職員というふうな内容になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） なかなか今年、去年からですか、物価も上がってきていて、皆さん方も当然給与表、その辺も含めて見直してほしいという思いがあったのではないかなと、こう思うんですが、そういう思いはございませんでしたか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 多分、ここにいる誰しもないよりはあったほうが良いということにはなると思いますので、そういう思いは多分あったんだと思いますが、ただ一方で、今年度、令和4年度から給与改定を行って、例えば、今まで五、六級制だった管理職の方が6級、7級制にもなったりもしていますので、そこは皆さん理解していただいているかなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） あと、今回期末手当というか一時金の見直しということで、町長も今期末手当の引上げということが議決されたわけですけれども、職員給与のほうについては一時

金、期末手当というよりは勤勉手当の見直しということでございますので、この辺、期末手当の見直しということだと、いわゆる人事評価、あるいは査定と言ったらいいのか、そういうことを含めて評価の高い人、低い人で全体として差が出てくるのではないかと、こういうふうな気がするんです。その辺についてどうなのかということと、やはり、そういう意味で、先ほど言ったように、物価高騰の中で職員の皆さん方の暮らし、生活を支えるということで考えれば、勤勉手当で引上げを図るというよりは、期末手当そのものをきちんと引き上げるということが大事だったのではないかなと、こんなふうに思うんですがいかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） こればかりは、やっぱり国の法律改正自体が期末手当ということで、基本的には民間の給与の反映の仕方も、そういった成績を重視した配分になっているということで、それを踏まえて公務員についても勤勉手当のほうに上がる率の分を配分するという考え方になっています。これは、今野議員さんご存じのとおり、地方公務員の給与についても基本的には国との均衡ですとか、それが原則ということがありますので、それに倣った改正をさせていただいたということです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 人事院勧告というのがあって、そういうことに基づいてやっていますよということなわけですが、そういう意味で言うと、なかなかこの人事院勧告そのものが、そこで働いている皆さん方の立場に立ったものになっているのかなと、そんな思いがしてならないわけではありますが、今回、そのほかに、いわゆる定年退職を迎えられた方、誕生日の翌年度の4月1日以降は役職の方は7割の給与にいたしますよと、こういうことになっているわけなんですけど、7割ということについても、大変それまで50万円もらっていたのが7割というと35万円ですから、大変落差が大きいと、単純に言えばですけども。そういうことで、働く意欲も含めて、そういう意味では大分メンタル的に落ちるのではないかなと、そんな気も私はするわけです。ですから、これは、7割の根拠って一体どこにあるのかなと、思っているんですが、人事院勧告なりなんなりの中でそういうことが示されているからそうなんだと言われてしまえばそのとおりなんですけど、7割というのはどういう数字なんですかね、これ。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 国からの資料を見た範囲でちょっとお答えさせていただくと、民間

給与の実態を反映してということで、多くの民間は、やっぱり大体7割ぐらいが多いと。中には、民間だと60歳を過ぎても全く給料下げないで維持しているところもあるやには聞きますが、ほとんどは、やっぱり7割に近い形で給与を下げているところが多いのでというのが1つの理由かなというふうに思います。

それから、モチベーションの話については、60歳でもともと定年退職をして、その後は、現行制度であれば再任用制度、あるいは、もしくは、例えば、お互い任用する側と希望する側が合致すれば会計年度という選択肢も当然ないわけではないんですけども、定年延長での7割措置と、例えば今の再任用制度と、例えば給料とか期末勤勉手当を比較した場合は、六、七十万円ぐらい、ちょっと年間で変わってしまいますので、そういう意味からいえば、そこまでモチベーションが下がるということはないのかなというふうには、今考えております。この7割措置についても、あくまでも国のほうでは当面の措置、当面の措置というのは、経過措置の10年間は、まずこれで行きますと。最終年度、令和12年度、あるいは13年度の早い段階で、その段階でもしかすると今とは変わった見直しがなされているのかなという流れになっていますので、そこまでモチベーションは下がらないかなというふうに認識しております。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 7割の問題について、民間のやつ、いろいろ調べてみると、減額しないでやっている事業所が大体半分、53.3ぐらいあるよということなんですよ。減額した事業所の中で、じゃあどのぐらいに減額しているのかというと、77.4ぐらいだということで、公務員の皆さんのほうが減額した事業所に比べても余計に減額をし過ぎているんじゃないかと、こういう議論もあるようですし、減額していない事業者が半分以上あるということなんですよ。ですから、7割まで減額するというのは、これは削りすぎではないかという印象が私はあるんですが、もう一度その辺について、7割というのは、国で決めたことだから仕方がないことなのかどうか含めてご答弁いただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 先ほども申し上げましたけれども、結局、国家公務員の職務給、それから均衡の原則にのっとって、全て、例えば今回勤勉手当の率が上げるときも下げるときもですけども、それに倣って上げるというのが基本原則になっています。それは、法律に規定されている事柄ですので、それに基本的には従うということが最良の選択かなというふうに思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。人事院勧告に従わざるを得ないんだという、こういうことなんでしょうから。人事院勧告というのは本当に公平なものなのかどうかということも、検証しなくちゃいけない課題なのかなと思ってお話を聞きました。

もう1つ、退職金の問題なんですけれども、60歳定年制になって、退職金というのはいわゆる退職金手当組合に積立てをしているわけですね。その積立てというのは60歳で終わるのか65歳まで続くのか、定年退職まで続くのか、そのときにどういう率で計算するのか、7割で下がった人、いろいろ給料下がっていく人たちがいると思うんですが、そのときにどういう計算をして退職金が最終的に支払われるのか、60歳でもらうということは辞めてしまうということになるようですから、その辺についてももう少し詳しく教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、定年引上げについての参考資料で、一番後ろに、多分A3判の資料がついていたかと思います。この表を見ていただくと、例えば、左に番号振ってあるんですけれども、10番のところを右にずっといきますと、また自分の話をさせていただくと、63歳で定年退職ですね。今は60歳ですので、60歳で定年退職になって退職金をもらいますと、そうではなくて、役職定年で降任を受けて、仮に63まで働きましたということになれば、退職金の率というのが最高で約47.7か月分ぐらいなんです、今。それは、勤務年数が35年以上です。ですから、例えば、60歳の時点でもう35年以上勤務されている方は、その段階で上限に達していますので、それ以降常勤職員として給料は下がったとしても、働いたとしても退職金は発生しません。

ただ、もらうのは、63まで働くのであれば、63で定年をしてから当然退職金は支給されます。例えば、60歳で30年にしかかかっていないと。そうすると、35年と30年の差で5年間の差があると思いますので、その分については、例えば、63まで働いたときに、仮の数字の話をしませんが、35年にちょうど到達しましたということになれば、退職金の率が最高の率に今度変わりますので、ただ、60歳までの退職金は、あくまでも60歳の時点の給料、要は高いほうの給料でそこまでの率は計算をして、例えば、差が3か月分ぐらいあったとすれば、給料が下がってからの3か月分を給料月額を掛け算をして上乘せ、上乘せというに変ですけども、計算をするということになりますので、人によって、勤務年数によってそこはちょっと変わってくると。私が仮に63まで働いた場合は、私60の時点では35年になりませんので、そ

の後も退職金の対象が継続するということになるので負担金も生じるでしょうし、下がった分の給料で残り2か月分、3か月分差が出るかちょっと分かりませんが、その差が出た分は下がった給料で上乗せされるということになります。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） ありがとうございます。そうしますと、総務課長の場合だと、60歳定年で退職してしまうと、35年到達していないので満額もらえないけれども、若干それよりは下がるけれども定年まで何とか35年でかければ、60歳で35年よりは若干下がるけれどもそれなりの金額をもらえますよと、こういう説明なんだなと思ってお聞きをしました。そうすると、今まで60歳で35年に達していない方についても、それ以降かけて35年到達するまではかけられると、そういう制度になっているということで理解してよろしいかどうか、確認だけさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） そうなります。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。今野議員よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。米川議員。

○2番（米川修司君） 米川でございます。私からは、附則第30項にあります管理監督職勤務上限年齢調整額についてであります。この文書を読んでも、何回読み返してもよく分からなかったもので、先ほど千葉課長が提示されました定年引上げについての参考資料、こちらの3ページの（2）のところですが、こちら、ちょっとにらめっこしておりました。それで、この図表が分かりやすく、まず表面的には理解できましたが、どうしても違和感が残っております。というのも、何と言いますか、この調整額ですね、附則第30項によると二重の引下げとなるためとあるんですけれども、確かに表面上は二重の引下げに見えますが、そもそも引下げの理由、要因が異なりますので、具体的には、まず1つ目の引下げというのは役職定年制の降任によるものというところ、もう1つの引下げの要因というのが、附則第28項の規定を適用するものということで、具体的には7割水準となることということですが、私としては、どうしても違和感が残るのかといいますが、それぞれ引下げの要因が異なりますので、ただ確かに金額を見ると二重で引下げのように見えて調整が必要だなと初めは思ったものの、いまだに違和感が残っておりますので、調整が必要な理由、背景、経緯というのを具体的に知りたいところであります。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） この3ページなんですけれども、まず一番上に書いてあるとおり、非管理監督職、これは、要は最終的に6歳の前月の給料月額36万1,100円であったとすれば、これに単純に70%を掛けますよと。ただ、これというのは、あくまでも70%を掛けるだけで、降格、要は級を下げるわけではないんです。だから、例えば、4級であれば4級の55号俸で同じ号俸なんですけれども7割にしますよというのが、この附則の第28項になるんです。単純に7割にしますよと。

一方で、（2）の管理監督職役職定年による降任された場合というのは、給料月額39万8,200円があって、まずは管理職から非管理職にしますよという段階で、まず1つ降格しますよという作業が発生します。そのときに、当然非管理監督職、主幹ですと4級からしかないので、4級に落とすと。これは、降格するときの基準があって、1級ずつ表に基づいて整理していくんですけれども、そのときに、まず39万8,200円から36万9,900円になります。制度上、これは制度上の話なんですけれども、その額に対して70%を掛けなければならないようになっていまして、そうすると、もう答えとしては一番下の25万8,900円になりますよと。もともとのこの7割水準というのは、管理職とか非管理監督職とかというのを関係なく6歳の段階でもらっていた給料の7割措置を等しくしますよというのが趣旨なものですから、ただ管理監督をやっていた人についてはそうはどうしてもならないと、プロセス上、手続上なりませんので、こういった措置が必要だということの説明を国のほうでもしております。だから、これは単純に39万8,200円とか36万100円を70%措置したものを6歳以後の4月1日以降の給料月額にしますよと、そのためにはこういった（2）のような作業が必要だということです。

以上となります。

○2番（米川修司君） 分かりました。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

原案に反対の発言を許します。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） それでは、議案第69号職員の給与に関する条例について反対の立場で討論に参加をしたいと思います。

今質疑をさせていただきましたとおり、初任給、あるいは若年層の給与改善では200円から4,000円程度の引上げがあるというような給与表の改定などもあるということでありまして、

それにつきましては、評価できるものだというふうに私は思いますけれども、55歳以上については、既に給与が何年にもわたって抑制され続けていることですし、現在物価が相当高騰しているという下におきましては、この職員の皆さんの生活を支えるものとして、まず俸給表全体を見直していくと、そういう作業も必要だったのではないかと私は考えます。また、一時金の改定では、勤勉手当で職員については0.1月、再任用職員では0.05月の引上げ調整をすることになっておりますけれども、勤勉手当による調整というのは、先ほどもお話ししたとおり、人事評価による職員の能力に偏り過ぎた改定を行うことにもつながるのではないかなど、こんなふうに考えております。現在の社会状況、経済状況を見れば、物価高騰の中で生活を支えるという視点で見直すべきであって、勤勉手当ではなくて期末手当を調整していくということが大切だったのではないかと、このように考えるところでございます。

さらに、今回段階的に定年年齢を繰り上げていくということになっておりますけれども、60歳に達した後の最初の4月1日以降の給料月額を7割水準とする内容が含まれているわけがあります。定年を繰り上げることに反対するものではありませんが、55歳以上の給与抑制、そして給料月額を7割水準とすることについては、民間の給与との整合性が、私は明らかになっていないのではないかと、このように考えるところでございますし、また、同一労働、同一賃金という観点から考えても、納得の行く見直しにはなっていないのではないかと考えます。

以上のことを踏まえまして、議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正については反対とさせていただきます。

○議長（色川晴夫君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回の改正につきましては、人事院の勧告に基づきというふうなことでありますので、今までどおり、そういうふうな部分に従ってきたという経緯もございまして、それに従うべきと考えます。

また、先ほど7割というふうな形で引かれるということではありますが、ほかの人から見れば、その7割が大きいのか小さいのかという議論は、また別にあるのかなと私は思います。人から見れば7割ももらっているというふうな見方もあるのではないかとというふうな考えもありますので、そこは一概に7割が大変低くなるということではないのではないかなというに基づきまして、賛成とさせていただきます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第69号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数でございます。よって、議案第69号職員の給与に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで、1時間経過しました。休憩に入りたいと思います。再開は11時15分といたします。

午前11時05分 休 憩

午前11時15分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第12 議案第70号 松島町立学校の設置に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第12、議案第70号松島町立学校の設置に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。第二幼稚園の廃園につきまして、職員、保護者、お子様、それぞれに対する説明の進捗状況、もしまだであれば予定が決まっていたらお伺いします。

○議長（色川晴夫君） 説明、千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 第二幼稚園の保護者については、説明は既に済んでおる状況でございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） もちろん、職員さんのもの、もう当たり前なんですけれどもお済みですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 職員のほうにも同様に話はしているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） あと、お子様には、保護者から説明するという形なんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 基本的には、そのような形では考えております。どこまで子供さん理解できるか、年長の子供さんとかだと少し理解できるのかなとは認識しておりますが、基本的にはお母さん、お父さんから説明してもらうことを想定しています。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 保護者の方から説明後の、何か意見というか、こうしてほしいという要望というのは何か届いていますか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 具体的な要望というのは、私は聞いておりませんが、一番第二幼稚園に今通っている保護者の方が思っていることは、認定こども園のほうに入れるのかというのが一番心配していることかなというふうに認識しています。その点につきましては、私も聞くところによる話なんですけど、今第二幼稚園で通っている子供さん方は、全て認定こども園に通える状況になっているということを知っておりますので、その辺で少し安心されているのかなというふうな思いではあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 引き続き保護者の方とお子様の心のケアのほうをどうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 今小澤議員のほうから質問がありましたけれども、私は小澤議員より中身がよく分かっていないので、どのような、保護者に説明をしているのか、その中身をちょっと教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） まずは、認定こども園がどのような形で進めているということを、企画調整課の認定こども園準備室のほうの職員と一緒に私ども教育委員会の職員も行って、保護者のほうに説明をしております。実際、私ども教育委員会のほうで説明した

ことは、この機会をもって、園の区域というんですか、それを外しますよという話も説明はしているところでございます。つまり、第一幼稚園の皆さんが、例えば希望があれば第五幼稚園に行くことも可能ですし、その逆も可能であるということになっております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） そうしますと、言ってみれば学校ですと学区ですか、この区割りをなくすということで、今進んでおられるということになるかと思うんでありますが、現状、第五幼稚園、そして第二幼稚園、第一幼稚園ということで3つあって、今回第二幼稚園を廃止するということになります。第二幼稚園の定数部分については、認定こども園の定数部分と合致をするのかどうか、そういうふうになっているのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。第二幼稚園の定数ってちょっと幾らだったか、25か30ぐらいかなと思うんですけども、そういう数を認定こども園でも受け入れる体制になっているというふうな理解でいいのかどうかですね、その辺はどうなんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 佐々木企画調整課長。

○企画調整課長（佐々木敏正君） まず、認定こども園の幼稚園部分に当たる定数でございますが、各3、4、5歳児、予定としましては10名でございます。そちらに関しまして、今回第二幼稚園の既存で入園されているお子様は全てこども園のほうで受入れが可能ということになっているところでございます。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 現状認定こども園のほうの作業としても、入園希望をずっと取っているのかなと思うんです。学区をなくしたということになってくると、第五のほうからも来たいとか、第一のほうからも当然来たいとかという、認定こども園のほうに入りたいという、そういう数も出てくるのかなと思うんですが、来年度当初に向けて、それぞれその辺の、第一幼稚園の園児数というんですかね、あるいは第五幼稚園の園児数、どんなふうな現状というか、今年と比べてどういう動きになっているのか、もし分かれば教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 幼稚園の、今現在の入園希望状況というんでしょうか、そちらになりますが、第五幼稚園はほぼ同数でございます。令和3年度が15名で、令和4年度が今のところ14名入所見込みでございます。第一幼稚園のほうなんですけど、令和3年度、

今50名おるんですが、令和4年度の希望の人数としましては40人と、約10名ほど減少しているような状況であります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 分かりました。そうしますと、これは、認定こども園のほうに行く数はまだ分からないのかどうか。なかなか子供の数も少なくなっているの、むしろそっちのほうの影響が大きくて、この第一幼稚園のほうの人数が減っているのかどうか、その辺はどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 今野議員おっしゃるとおりでございます。来年度入園見込みの……、ごめんなさい、子供さんの数が少なくなっているのも相まっております。たしか、第一幼稚園の地区のほうからは5名ほど認定こども園のほうに希望が出ていると、たしか聞いておるところでございます。

以上でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第70号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第70号松島町立学校の設置に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第71号 松島町保育所条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第13、議案第71号松島町保育所条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっております。直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。11番小澤陽子

議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。先ほどと同じ質問をさせていただきます。保護者やお子様や先生、職員さんに対する説明はどのようになっているかお伺いします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） まず、保育所保護者の皆様につきましては、全体的に2月か3月頃に1回、あと、年度明けましてもう一度全体に説明を社会福祉協議会とさせていただいております。また、職員の皆さんにつきましては、各保育所を回りながら、社会福祉協議会と私たちと回って、今再編がこういう方向になって、令和5年4月1日にちから認定こども園ができますと。あと、職員の配置状況についても説明をさせていただいたところであります。

最後に、子供さんたちについてなんですけれども、これは教育次長と同様に、どこまで認識して、子供さんがいただけるかちょっと分かりませんが、保育所の先生のほうから、5歳児はちょっと小学生になるので対象外になりますけれども、5歳児以下については、今度は新しいところができる、これは、松島保育所、磯崎保育所、高城保育所、分園についてですね、高城保育所でも、そういった新しくできる話はしていますけれども、そういったことを伝えながら再編し、廃園となる保育所については、最後に閉所式を行いながら新しい年度を迎えるというような準備を今しているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 今、現在通っている保育園からこども園に移動するに当たって、例えばおばあさんが歩きとかで送り迎えをなさっている場合、ちょっと通いづらくなる方などのお話を伺ったりとか対処法を聞いてあげたりとか、そういうのはどのようになっていますか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 小澤議員さんお話しのとおり、保育所は基本送り迎えが原則となっていますので、そういったところでお悩みの方もおりまして、実際に磯崎保育所、松島保育所から最寄りの高城保育所のほうに今回入所の希望を出している方もおりまして、そういった方につきましては、その希望を優先しながら入所のほうの手続を今から行っていくというような状況になっております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） この場でなかなか答えにくいと思うんですけども、ほかにこのような不安を解消してあげましたよみたいなのはありますか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） アトレ・るH a l lで全体の説明会が終わった後に、皆さんの前では話しづらいんですがということで、細やかな話を伺っておりました。例えば、これも教育次長と同様に、めぶきの森に希望したものの、皆さん受け入れてもらえるんでしょうかとか、あとは5歳児の人数というのは、全体的に見ると多く見受けられるんですけども、高城保育所に入れたとしても待機児童はでないんでしょうかと、これは出ませんのでということでお答えしています。あとは、めぶきの森に関しましても、できる限り家族で子供を見る環境によって変化はありますけれども、希望に沿った入園手続を行いますということでお答えしています。あとは、おむつの持ち帰りにつきましてもご相談ありましたが、これは、9月の定例会以降保育所内に、今はおむつを持ち帰りをせずに処理するようになりましたので、これは改善されていますというようなことで答えた経緯がございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ありがとうございます。子育てをするお母さまにとって、やっぱり環境が変わる、それから松島町の大事なお子様の環境が変わるということは、やっぱり不安があると思いますので、どうぞ引き続き心のケアのほうをよろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。5番杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 杉原です。今の答弁を聞いて、閉所式という言葉が出てきて、するつもりはなかったんですが、私の子供、磯崎保育所に2人とも預けていた思い出がちょっと急に出てきてしまいまして、ちょっと何か急に寂しくなっちゃったんですね。結局、あそこの施設って解体とかなってくると思うんです。なくなるのはすごく寂しいんですが、現状、閉所式含めて、解体とかその後の跡地の利用とか、いろいろな予定はあると思うんですが、今決まっているスケジュールとかってあるのか、特に閉所式なんか、ちょっと地元の人も参加、私も参加したいなどは思いつつ、コロナもあってなかなか厳しいのかなと思ってはいたんですが、閉所式というワードが出ちゃったものですから、ちょっとそこも含めて聞かせていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 磯崎保育所、松島保育所、高城保育所分園も含めまして、やっ

ぱりそこの施設にお世話になったという節目ということで、先生方と児童、保護者、またそこの環境に携わっている方で、コロナ禍を踏まえながら実施しようということでは計画をしております。今所長先生を中心に企画しているところでありますが、実際にやるということは決めて、令和4年度の当初予算には若干ですが予算のほうを盛り込んでいたところでした。

解体については、これも今度は令和5年度の当初予算のほうに上がる案件になってきますので、ちょっと上程前なのであらあらで話ししますと、来年度中に、できれば松島保育所も磯崎保育所も解体という運びで進めていく予定であります。今条例が議決をいただいた後、松島保育所であれば貸主である天麟院さん、磯崎保育所であれば磯崎漁業協同組合さんに、今こうなりましたので今後こういった進め方をしていきたいというような説明に上がる予定でいるところでもあります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。ぜひ閉所式に関しては、私も何年通ったというか、送り迎えで随分行かせていただいた、すごく思い出のある場所なので、保護者含めて地域の方も、何かしら参加、携われるような、そういったものを考えて、ぜひ、いただきたいと思いますので、そこだけお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに、3番櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今、松島保育所、磯崎保育所、取り壊すというふうな形で天麟院さん、組合さんのほうにお話しするというふうな形があったんですが、その跡地、何か町としてはそのまま返してしまうのか、それとも何かそれを使った利用というふうなのを考えているのか、そこら辺は何か考えていることがありましたらお教え願いたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） まず、解体の意向は、すみません、その前段で、毎年天麟院、磯崎漁業協同組合さんにつきましても、今年度もお願いしますということで、前年度末にご挨拶に伺っているところであります。天麟院さんにつきましては、やっぱり貸主の意向もございまして、解体後、こういったことに使用していきたいというような考えは今あるようです。町もそれに沿いながら現状復旧のほうをしていきたいと思います。磯崎漁業協同組合さんにつきましても、こういった経緯で進めたいという話はしているものの、今後どうするかというのは、来年以降、解体はもうお話ししているんですけども、解体してその後どう

するかというのは、来年1年間かけて両方で協議しながらこうしていくという方向を定めていきたいというふうに考えているところであります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 松島保育所なんですけれども、あその駐車場、あそこも天麟院の土地になっているのかな、あそこら辺、イベント関係でよく駐車場に利用されている部分というふうなのが今多くなっております。そして、松島町主催の事業を行う上で、何かあったときの駐車場というふうなのに今活用させていただいているんですけれども、それが全くなくなるとなると大変不便になるのかなというふうな思いがありますので、そこら辺の話合いというのも、ぜひしていただきたいと思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 松島保育所の保護者さんとか、またそこに携わる方の行き来する駐車場を今県有地から借りている場所はあるんですけれども、実際に天麟院さんの駐車場の隣にその県有地があって、今賃貸借しているような状況にあります。ただ、取り壊した後の用地につきましては、天麟院さんのほうもご希望があるようですので、そこを大事に、意見をきちんと聞き取りながら、こちらの思いとしてはこういうことも考えられるんですがという話を協議しながら進めてまいりたいとは思っていますので、ご承知いただければと思います。お願いします。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） あと、今回解体するというふうな形で、廃止するという形ですと、備品関係がすごく、今まであったものがどこかに行かなくちゃいけない、捨てるという感じで処分するのか、結構使えるものもあると思うんですが、そういうものの処分というのはどういうふうに考えているんでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 高城保育所にある備品も老朽化しているものありますので、それは包含して使用できるものを使用しようと、これは幼稚園に対しても、また、留守家庭児童学級のほうでは、ちょっと年齢が異なるんですけれども、使えるものがあれば使っていこうということで、仕分けしながら廃棄のほうもしっかりしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ぜひとも、備品というのはきちんと整理をしていただきたいというふうな願いでございます。その余った備品を第二幼稚園ですとか、高城分園のほうに押し込めて、もう缶詰にできてしまっていて、そのまま放置するというような状態にならないように、部屋は部屋として使えるような状態にきちっとしていただきますようお願いして質問を終わります。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第71号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第71号松島町保育所条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第72号 集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第14、議案第72号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今回の廃止の集会施設であります。集会施設の廃止について、それぞれの集会施設を利用されている方と町とのお話し合いというのはされたのでしょうか。お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず初めに、令和2年8月の区長会議で、町の考え方、それは公共施設等総合管理計画を踏まえて、まずこういった箇所の施設は廃止したいんだという方向の概略の話をさせていただいて、それ以降現場に行かせていただいたのが幡谷区、一番最初が品井沼第二支館だったと思うんですが、その後中通支館、小ヶ谷支館にも行きましたし、北

小泉、下竹谷も行きましたし、松島海岸も行きましたし、今回提案させていただいている廃止施設については、古浦集会所は、もともと区としても集会施設としての利用は、ちょっとなかなか震災以降の津波浸水区域ということもあって難しいということもあって、初めの段階から異論は出ておりませんでしたので、改めてこの古浦集会所ということで区の人とやり取りということではありませんけれども、あとは、全てまず行かせていただいて、話をさせていただきました。最終的に、令和4年、今年度の12月定例会に指定管理の関係もありますので出さなくちゃいけないということで、一応地域との意向と、あとこちらの意向、合致したところを今回廃止の施設として出させていただいたということです。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私ですね、町と区長さんや行政委員の方というふうなのは、しっかりと話しされたのかも分かりませんが、本当に集会施設を利用された方の声をきちんと聴いているのかどうかという部分にちょっと疑問を感じておるんです。集会施設を利用している方々、その地域に行って、やはりそういうふうな人たちを対象にしての説明会をきちんとされたのかどうか、全部のところくまなくやったのか、そこら辺もう一度お聞きします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） くまなくと言われると、ちょっとなかなか難しいところがあります。例えば、松島海岸であれば松島海岸に話をして、松島海岸のほうで、じゃあこういう方を対象に、区のほうにそこは一任は当然したんですけれども、その後こういうことになりましたという文書も行政員の方が全戸配付していったというふうに聞いています。

あと、幡谷関係とか北小泉関係、あとそちらについても区のほうに呼びかけはして、地域の方には区を通して、行政員さんなんかを通して声がけをさせていただいて集まっていたというふうに理解していますので、品井沼支館もそうですし、中通支館のときも、それ相当の人数の方は参加いただいたという状況でございます。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 私ですね、全ての行政区という話ではないんですけれども、ある行政区では、利用されている方に対して、もう区では決まったことだから、役場で言われたから、廃止だからというふうに区長さんから言われたという、もう決定事項で言われてしまったということを知って、そういうふうなことで、話し合いというのをその後申し入れたんだけど、もう決まったことだからと一点張りで、なかなか話し合いに応じてもらえなかったという

例があったやに聞いております。やはり、それでは民意を酌み取れないではないかと、区長さんと行政員さんだけの意見でそういうのが決まっているのではないかとということがちょっと懸念を感じております。地域住民の方々が町への不信、行政区への不信につながっているのではないのかなと思います。直接の説明があれば、いろいろとその地域の課題について出てくると思うので、先ほど保育所の話で、そういうふうな現場の意見を聴いたというふうな声があります。そういう後にその話では、その場ではちょっと意見は言えなかったけれども、その後残って、ちょっとこういうふうなことがあるんですけどもどうなんですかねという相談をしたという話があります。例えば、高齢者の方が週に一遍そこに集まってお茶飲み会をしている、そういうふうな現状があります。その集会所を、ほかの集会所に行くためには、やはり遠くてなかなか行くのに大変だという感じというのがあるかもしれません。そのときに、もうちょっと、しばらく様子を見て、今早急じゃなくて2年後、3年後廃止という形で考えてみようかなであるとか、週に一遍バスを出すからそこからほかの集会施設のほうに連れて行って、そちらのほうで集会施設という形で使ってみませんかというふうなお声がけをするとか、そういうふうなことをすれば問題解決になるのかなと思っております。そういうふうな憩いの場を、その場で何か決まったからというふうふうに一刀両断されて奪われるというふうなことは、その人にしてみれば、ちょっと苦しい思いをしたのかなと思っております。やはり、もう一度そういうふうな町民の声を聞く機会というのを町で直接持ってもらって、課題解決につなげていただきたい、結果廃止ということになるかもしれませんが、このような決め方ではいけないのではないのかなと思うのですが、そこら辺もう一度お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 確かに、役員の方しか来ていない区もありましたけれども、決して役員の人だけで話し合いをする前提でやってきたわけではありませんので、中にはそういうふうな思われた方がいるのは残念なんですけれども、やっぱり、そこはその辺の在り方というのはちょっと考えさせていただいて、今後開催する場合はそこをちょっと考慮した上で、区長さん、行政員さんとも話をしながら進めていきたいなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 今、今後というふうなことを言われましたよね。今後じゃないと思うんですよ。そういうふうなのをもう一度点検するということが大切なのではないのかなと思うんです。こういうふうな懸念があるならば、一度引っ込めてもう一度再提出してもらおうとい

うふうなことも考えられると思うんですが、そこら辺どうでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今うちの総務課長から答弁されていますけれども、一応、私のほうにも随時、その都度、その都度、行ってきた、どこどこに今度の土曜日とか、日曜日とか行ってまいりますという報告がありまして、結果まで報告を受けています。大体何名ぐらいの方が集まって、こういう話をしてきたと。場所によっては、2回も3回も同じところに行って説明もしていますので、櫻井議員がどこの場所を特定しているか私は分かりませんが、全体的には地域の声はしっかり聞くようにということは前段に話をしていますので、前段の、町から一方的に進めるということでは、町は問いかけをしないと駄目なので、問いかけてこのことをこう、話しするのがこちらの仕事なので、そういったことでもって区といろいろ協議をし、また、区はその区の中で、また何々地区、何々地区ということで、例えば中通さんというような話も出たけれども、そういったところで細かくうちの職員たちが行ってお話し合いをして、今後のことについても話し合いはしてきている。

今後のことというのは、やっぱり、例えば、この施設を解体してこうする場合は、ここまでは町で予算を見ますよとか、そういった話なんかは細かく、随時差し上げているので、必ずしも松島町が急速に、一方的にガーンと進めてきているということじゃないので、そういう観点から総務課長は答弁している。ただ、議員がどちらの声を聞かれたのか私は分からないけれども、もしあれだったら、ちゃんとここは、ここからこういう声が聞かれたんだけどどうだと言われたほうが、こちらとしても答弁しやすいと思うんだけど。いずれ、今まであったものについて、例えば、議員さん、名前は言えないですけども、言ったら怒られるから、例えば、北小泉なんかに行っても、何回も行って、それでもう使っている、今までの、現状の使っている頻度とか、そういった回数とか、そういったものもまた見合わせたり、それからこの集会施設ができた当時というのは車社会じゃないときの建物がまだ多かったと思うんですね。そうすると、身近な施設ということでいろいろな廃材を使って建てたところもあるだろうし、その地域、地域によって今までの経過というのがあると思うんですね。ただ、やっぱり、これが、いろいろな車社会になって移動がスムーズにできるようになってきたときに、だんだん、だんだん利用頻度が偏って、例えば、施設的に、あそこの施設には空調がついているとか、エアコンがついたとか、何かついたとか、トイレが水洗になったとか、そういったことで、どんどん利用形態が変わってきている。そして、年代的に利用する地域の年齢層も、またどんどん、どんどん変わってきている。そういったことも、この

何十年という間に出てきているんだらうと。やっぱり、これをうちのほうとして、うちのほうというのは区長さんですよ、これを区としてずっと、また我々が持ち続けるということに関しては、区としても今後あまりそぐわないだらうといういろいろな話合いなんかもされてきてここに来たということだけのご承知願いたいというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 町長に言われることはすごく理解ができることではあるんです。ただ、町当局と区が話し合っているだけで、区はその住民の方々とどれだけ話ししているのかというふうなのがちょっと不明確だなということを私は言っています。そこで、どこの地域というふうに言いますと、なかなかその区に対して、ちょっとやはり遠慮もありまして、言いづらい部分もありますので、この場ではちょっと言えなかったのですが、やはりそういうふうな区が存在して、その区と住民の方々の間でうまく話合いができていないという現状がありますので、決して廃止ということについて異議を申すということとはまた違うんですけども、きちんと話合いをした上で結論を出されたほうがいいのではないかとことを言っております。もし、具体的なことを示してほしいというならば示させていただきますが、もう一度そこら辺お願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） この場で直接具体的に聞く必要は、後から聞いてもいい話ですので言わなくてもいいですけども、少なくとも、今回の区長さんたちだけじゃなくて行政員さんとも、あとは地域の住民の方も入った中で、なぜ廃止をしなくちゃならないのか、今回上げている施設というのは、もう40年、50年の施設なんです。先ほど町長も言ったように、近くに類似施設がある状況も踏まえた上で候補施設というのを上げていますので、決して無理難題を言ったということではないですので、そこはちょっとご理解いただきたいなど。ただ、議員が言われた、そのような意見があったということは受け止めさせていただきますけれども、相当に丁寧にやり取りはしたと。どうしてもいろいろな避難の関係だとか災害の関係で、もう少しちょっと考えたいんだという地域の分については、やっぱりそこは今回無理にそういった廃止ということで施設としては対象にはしていませんので、そこはちょっとご理解いただければなというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 言われていることは分かるんです。老朽化していて使えないというふうなものも理解できる場所はあるんですけども、やはりきちんとした説明というのを町が直

接やるというのは大切だと思いますので、そこら辺をきちんとやっていただきたい、そういうふうな思いですので、それだけは理解していただければと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 続けて質疑ございませんか。10番今野 章議員。

○10番（今野 章君） 集会所の設置条例の改正ということで、これにつきましては、集会施設の関係の管理に関する個別の計画が出たということでありまして、個別計画、早く出してほしいということでお願いをしていたんですけども、なかなか見るといつですか、4月でしたか、5月頃にもう出来上がっていたみたいですけども、議会のほうにはできましたよということで、なかなかお知らせもしていただけてなくて、そういうものができていたんだというのは、7月の全員協議会あたりですか、まあ、つくっていますよというようなお話でね。私たちにはなかなか計画そのものがどうだったのかというのは分からない状態が長く続いていたわけです。そういう中で、執行部のほうは、もう6月の、たしか、議会終わった以降ですか、行政区ともさらに詰めたお話しもしているというようなことでのお話だったような気がします。

ぜひ、もう少しこういう計画、特に、とりわけ住民に直接関わる計画ですから、議会に対しても、やはりそういう計画については積極的に情報の提供をしていただくという姿勢が、私大事なのではないかなと、まずこういうふうに思うんです。そうじゃないと、私らも住民の皆さんから聞かれても、いや、そんな話あるんですかということにしかありませんので、ぜひ、そういう情報提供を、個別計画についていうとほかもたくさんあります。もう既に出来上がっているのもいっぱいあるんだと思うんですが、ほとんど私たちのところには個別計画についての情報提供ってないのかなと。特別委員会の分科会や何かで出しているところも、もしかするとあるかもしれませんが、全体として、議会として受け止めている状況にはないというふうには私は思っております。ぜひ、まずその辺について、公共施設等総合管理計画における個別計画、それぞれについてお示しをいただけるのかいただけないのか。出来上がったものがあれば、ぜひそういう情報提供をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 答弁、少々お待ちください。答弁。千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） いろいろな課にまたがっている、ちょっと数までは、今記憶で全部整理できませんけれども、その辺はちょっと検討させていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 計画では、14の個別計画をつくるということになっているわけでしょう。だから、多分14、最終的には出来上がるんだろうと思っているんですよ。ですから、そういう情報提供をぜひお願いしたいということ、まずご要望しておきたいと思います。

その上で、今回の集会施設の関係なんですが、個別計画の中で廃止、あるいは解体、もしくは譲渡というふうに出ているのが、小石浜支館、それから蛇ヶ崎集会所、反町支館、古浦集会場、それから中出山集会所、滝ノ沢サブセンター、後小泉サブセンター、蒲サブセンター、大日向サブセンター、中オサブセンター、萱倉支館、小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、根廻支館、上初原支館ということで15あると。こういうふうに個別計画にも書いてあります。そのうち、15って、そうですね、そのうち13施設については地域の意向を踏まえながら譲渡することについても検討します、ですから、基本的には廃止だけでも譲渡も13施設については考えますよと、こういうふうになっていて、今回これと合わせてこの後に指定管理者の問題出てくるわけですけども、ここに書いてあるように、廃止なり解体なりという方向性で決まったものについては、指定管理が出てきていないと、こういうことだというふうに認識をします。

ところが、廃止、解体、もしくは譲渡という中で、指定管理を今回も議案として出しているものがあるわけですね。それについては大日向サブセンター、中オサブセンター、萱倉支館ですか、中オは入っていないですね、大日向サブセンターと萱倉支館、小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館ということで、これらについては今回も指定管理を出すと、こういうことになっているわけなんですけれども、前、9月の議会でも申し上げたんですけども、解体費用を出す、出さないでそれぞれの区に対して解体費用が出なくなりますみたいなことで、慌てて廃止なり何だりせざるを得ないような形でお話が進んでいるのではないかというお話もしてあったような気がします。

この間、10月28日に区長さん方との議会報告会とか、議会としてもやったわけですけども、その場でも幡谷の区長さんのほうから、最終的に廃止ありきの話だったのではないかということでのお話ありました。そこの幡谷のところは、基本的にこうやって指定管理の施設として今、現状残っていると、こういうことになっているわけですね。それから、反町支館については、区長さんの話だと1年間は指定管理延長してもらったと、たしか1年だったかな、そんな話をしておりました。ですから、計画で廃止、あるいは譲渡を掲げている中でも、計画どおり進まなくて今後も引き続き1年、あるいは3年の指定管理延長というようなことにつながっていつているんだと思うんですが、これは、いわゆる解体費用が非常にネックにな

って話が進んでしまったという面があると思うんですが、今回この指定管理をする、今お話しした施設について、廃止、解体の施設について、指定管理が終了する時点での解体費用に対する考え方というのはどういうふうになっているものなんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 地域に行って説明した際には、まず、一般的に補助をするということであれば2分の1というのが基本的な考え方ですので、100%の補助にはできないと思います。ただ、決定事項ではないですけれども、おおむね2分の1ぐらいの補助というふうに捉えていただいているという話を区長会でもしましたし、地域でもしましたし、そのような説明をさせていただいて、私たちが地域に行った感覚としては、解体費用が出ないからということではなくて、最終的にはご婦人方も入った中で、地域で私たちが入らないときに改めて話をして、最終的に今後の人口減少だとか利用とか維持管理も含めれば、やっぱり廃止、解体という意見をもらったりだとか、そういうふうに私は受け止めていましたので、何か解体費用が出ないからということだけにこだわっての判断ではなかったというふうに私は認識しています。

あともう1つ、今幡谷のお話が出たからですけれども、幡谷には一番最初に説明に、地域にも行って説明させていただいて、地域のほうでもいろいろ意見はいただきましたけれども、中には譲渡を受けてでも昔のように、要は平成7年以前のように地域で管理して使いたいという意見もありましたし、中にはそうでない意見もあったんですけれども、最終的に、その後いろいろやり取りはしてきましたけれども、区のほうとしては2月とか3月ぐらいには総会やるんでしょうかね、そこで改めてみんなに投げかけをしたいというお話がありましたので、今回は指定管理を継続して町としてお願いすることにしたと。大日向なんかに関しても、やっぱり災害時の避難という視点で、もう少しいろいろ地域としても検討したいというご意見をいただきましたので、今回の廃止の対象というはしなかったということでございます。地域の意向を踏まえた上で整理はしているつもりでございます。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 先ほどから意思疎通がなかったんでないかという話もありました。確かに、課長がおっしゃられるように、いろいろ計画では廃止譲渡の考え方で進んでいたものが、それぞれの区の要望等も踏まえてやった結果、今回は指定管理にせざるを得なかったんですという施設があるわけですよ、現に。ですから、言っていることはまるきりうそだとかでたらめだなんてことは私は言いません。ただ、問題として、やっぱり解体費用というのは区に

とっては非常に重い、そういうものなんだよね、やっぱり。お金の問題ですから。これ、どんどん、どんどんこのまま維持して行って、最終的に解体せざるを得なくなったというときに、そのときにはもう人も少なくなっていて、その人たちだけに解体費用をかぶせていくなんていうことは当然できないよと。だから、町から今回でやらないとお金は出ませんよと言われればやらざるを得ないなという、そういう決断を最終的には皆さんしているのではないかなと、こういうふうには私は受け止めております。これは、いろいろ、それぞれ地区聞いても、そういう関係があると思うし、だからこそ幡谷の区長さんも廃止ありきだったんじゃないですかという発言をされたのではないかと私は思っています。分かりました。それで、そういう、私は受け止めているということなんですが、2分の1の補助というのは、これは3年後に、例えば譲渡なりなんなりして、区で管理をしていくというふうになったときに、最終的に解体するときに2分の1の補助を出すということなのか、その辺、ちょっと費用の関係、もう少し整理をして、どういうふうを考えているのか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 地域に行ったときの話をしたんですが、あくまでも決定事項ではないです。今の段階の試案としてというお話を、目安として一般的にそういう、2分の1というのが一般的にはありますので、そのぐらいですよと、全額ということはないですねというお話をさせていただいています。その2分の1に関しては、政策の決定を得ているわけでもありませんので、それが決定事項ではないということです。あと、先ほどちょっと申し上げ漏れたんですけども、地域に行ったときも、あくまでも総合管理計画というのは30年間の計画なわけで、2047年度まで全体計画の中で、さらにその中で10年スパンで計画の見直しを考えますよと。集会施設の個別施設計画についても同様の考え方を持っていますので、必ずこの1年、2年で計画に廃止、あるいは解体というふうに書いてあるものを、絶対的にこの数年で全部やりますということではないです。ただ、ごね続けて、今回3年間指定管理を延ばしました。次もということはちょっといかがなものかというお話は、現場に行ってもさせていただきました。それは、耐用年数を考えたら、それはちょっとないじゃないですかと。今、文化観光交流館の大小ありますけれども、松島町内って、そういった交流機能を持った施設が大体52ぐらいあるんです。使われている、使われていないというのは別にして。避難施設とかもいろいろ含めての話ですけども、これは、自治体の規模からすれば相当多分多いほうだと思います。今野議員さんは多分ご存じだと思いますけれども、こういう話にまた戻りたくはないんですけども、本来、集会所というのは町内会で整備すべき施設であって、

多くの住民が利用する公の公共施設として設置すべきでは、本来は多分ないと私は今でも思っています。それが、平成7年の時点で地域から、これも幡谷の区長さんからも何回も私、行くたびに言われていますけれども、町が来て、今度町で管理するからというふうに、地域で造って地域で管理していたものを引き上げられたんだと。それは何回も私は聞かされました。そういった諸事情も含めて、通常ほかの自治体では、町内会が造る集会施設に対して補助金を出すとかという形で運営されているものを、松島町の場合は、いつしか公共施設になってしまったと、それは今現に公共施設としてありますから、そこは私は否定はしませんが、そういったことを、諸事情を考慮すれば、決して私は冷たい対応でしてきたつもりはありませんので、そこはちょっと理解していただきたいなというふうに思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 冷たいということを言っているのではないですよ、決して冷たいとは思っていないですよ。だから、おっしゃるとおり、お話しして残さざるを得ない、現状残さざるを得ないところは残したんだねと、こうお話ししたわけね。ただ、やっぱり住民からするとお金の問題は最後まで残るわけです。今回残しても、3年後に解体費用どうなるんだろうか、これはやっぱり心配なことですよ、自分たちで全部やらなくちゃいけないのかなとか、3年たっても町で全部見てくれるんだというならそんなにいいことないのになとか、これはあるわけですよ。でも、3年たって、全部町が解体費用見ますと言ったら、今回廃止しますと言ったところ怒りますよね、何だよと。3年たっても全部解体費用出すというんだったら、おらほももう少し延ばすんだったなとか、こんな話になってきますから、議会報告会ではあまり蒸し返されると困ると区長さんが言っていました。でも、やっぱりこうやって延ばしたんですから、そのときに町としてどのぐらい費用を考えていくのかということの方向性ぐらいは出してもらわないと、この議案についてはなかなか私ほうんとは言えないなと思っているんです。その辺だと思うんですよ、一番心配しているのは。まだ、なかなか政策的に固まっていないんだと、この2分の1についても、そういうお話でしたけれども、そういうことをちゃんと計画というか、町として持ちながら話し合っていないと、いつまでたっても幡谷の区長さんのように、いや、本当に十何年前だから二十何年前に町から来て、今度町のほうで管理するからと言ったと、それなりのまた何年かたったら町のほうから来て、今度お前のほうさけえすからやと、こんなばかな話ねえべと、こういう感じでね、議会報告会でも話ししていました。そういう話になるんだと思うんですよ。だから、もう少しその辺も含めて将来的な見通しも含めて、町としてどうなのかというのを考える必要があると、も

う1つは、大日向と萱倉支館ですよ。萱倉支館なんか一番古いほうでしょうから、それこそ大変な、ある意味危険な施設になるのかもしれない。だけれども、結局は避難所的な機能をあそこで持たせておかないと、高齢化が進んだ地域にとってはもう大変不安な状況に陥りますよということで、今回こうやってまた延ばしてもらった、こういうこともあると思います。ですから、そういう地域に対する新しい手当というものも示していかないと大変なのではないかという気がするんですよ。だから、そういうことをもう少し町の政策として明らかにしながらお話をするというのが大事なことではないかと思うんですが、それについていかがでしょうか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと防災施設と切り分けなくちゃならないところも正直あると思っています。現状で避難施設とかにしているところは、今回そういう対象からは外しています。ただ、一方で、そうでないところでもそういった話も出て、上竹谷のほうからも要望なんかもいただいていますので、私は区に1つとか、そういう形で考える必要性は、実はないと思っていますので、ある程度のくくりのエリアの中で、防災の観点でその辺は精査する必要はあると思います。ただ、あくまでも今回は集会施設、コミュニティーを専らの目的にした施設として設置したものですから、それに対する対応ということでちょっと理解をしていただければというふうに思います。

2分の1とか、全額、少なくとも言えるのは、担当の段階では全額は絶対ないかなと思っています。ただ、何度も言いますが、決定事項ではないので、現場に行ってもそういう説明をさせていただいています。何で現場に行つて早めにそういう話をしたかといえば、計画に書くにしても、あまりにもこっちだけの一方だけで計画に入れちゃ駄目だなということで、地域の話も聞いた上で、あとは施設の実態も踏まえた上で廃止なりということでの整理を計画のほうに位置づけしたということをやっと理解していただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 1つは、避難施設なのかそうでないのかという話ありましたけれども、そのくくりは、こちら行政をやっている皆さんはそうなのかもしれないけれども、地域は決してそういうものではないですよ。やっぱり、そこに集会的な施設があれば、なおかつ吉田川を背景にして高台の場所にある施設であれば、そこがやっぱり一時的な避難所にならざるを得ないというのは、これは当たり前の話ですよ。だから、避難所がどうのこうのという話を切り離してなんていうわけにはいかないんですよ。だから、こうやって残さざるを得な

くなっているの。残さざるを得ないものに対して、2分の1は保障するんだよという話も政策的な話で、何も確定した話でないということであれば、これはまずいんじゃないですか。幡谷なんか4つも、4つですか、3つですかこれ、施設解体するということになったら、費用だけでも大変な話だと思いますよ。これ。3年後。その後地元でやっていって、管理し続けていくと、最終的に町もどこも解体しないという話になっていってしまうのかということにもなると思うんですよ。これ、区民の皆さんに大変な解体費用を負わせるということにならざるを得ない話になっていくのではないかなと、一方でね、思うんですが。どうですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 廃止をした段階で、当然公共施設ではないわけですので、公共施設ではないものに対して100%補助するというのはよほどのことなんだと思います。そういう整理をしていくと、じゃあ、100%補助しますと言ったら、じゃあ次も解体、役場で補助金出してもらえるんだっただというのを、多分人であればそういう考えにも、もしかするとなるかもしれないと思います。ただ、それって本当にいいことですかねというふうに私は思いますし、先ほども、今公共施設だからこういうことを言っちゃ駄目なんだというのは分かるんですけども、本当に、より限定的な地域で利用している施設なものですから、そこを、今回廃止をしないで地域で使っていくという意向であれば、そういう覚悟も持って維持管理していくべきだと私は思いますので、現場ではそういう話をさせていただいています。類似の、ほかの自治体の話をして申し訳ないんですが、ほかの自治体は、全て地域で担っているわけですよ。多少の補助があるにしても。それと比べれば大分負担は、実際は少ないんだろうというふうにも思いますので、そういうことを総合的に考慮すれば、それは地域の負担、今解体すればゼロかもしれない、後から解体すれば地域の負担だと言いますけれども、そこも含めて総合的に地域として判断してほしいなという考えは持っています。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ちょっと、今野議員よろしいでしょうか。（「できれば継続で」の声あり）このままほかの方も継続ということなんで。今野議員。

○10番（今野 章君） お昼休みなので、休憩にしてください。皆さんにご迷惑かけますので。

○議長（色川晴夫君） そういうことで、議員の皆さんからもちょっとそういう視線もありまして。大分、15分もなりましたんで、1時から再開したいと思います。休憩に入ります。

午後 0時17分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（色川晴夫君） 休憩前に引き続きまして会議を再開します。

今野 章議員。

○10番（今野 章君） 先ほどからいろいろなお話をさせていただきました。これ以上質問すると嫌なやつだなど、こういうふうにも思われそうなので、あとやめようかなと思ったんですが、やっぱりいろいろ地区との話合いするときに、町としてしっかりした方針、持っていたんだと思うんですが、解体費用などについても、こういうケースの場合は全額ですよ、こういうケースになれば半分ですよとか、そういうものをしっかり示していかないと、お話をされる相手の区のほうは、何を信じたらいいいのか分からないという状況があったのではないのかなという気がするんですね。ぜひ、その辺、せつかくの議会ですので、町長の考え方なども明確にさせていただきながら、ご回答いただければなんていうふうにも思っております。

また、あと、先ほど課長のほうから、集会所の施設が公共でなくなれば、これはもう解体費用を出すことについて補助にしかないと、ゼロでもおかしくない、言ってみればね。そういうお話もありました。今日、ここで議決する議案というのは、来年の4月1日に施行するわけでしょう。そうすると、公共施設でなくなるわけですよ。そういうものについては解体費用を出すわけでしょう。解体費用、廃止と決まったものについては、公共施設でなくなるんだけど、補助金は出すんでしょう。補助金というか、解体は町ですということになるのか、その辺含めて今後の考え方、示していただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） ちょっと解体費の話だけ先にさせていただくと、地域の補助金というのは、地域が移譲を受けて、譲渡を受けて地域のものとして管理するという前提での解体費用は補助金という考え方で、地域に移譲されなくて、公共施設のまま公共施設を廃止することですから、当然それは行政予算で解体するという一般的な考え方になります。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 今費用についての論点に走っているようでありますけれども、これらについては、先ほどから議論されているように、令和2年の夏ですかね、そこで区長さん方との会合からずっと来ているわけであって、その前には、前段に、松島町の公共施設、こういう集会施設だけじゃなくて、全体的なものの公共施設の在り方というのは、議会と行政と、今後こういうふうにしていかなくちゃならないと、そうでないと、もう持ちこたえられなく

なるよという話も何回かされてきての今回がここに来ているというふうに理解してもらえればいいのかなどというふうに思っております。

平成7年の区長さん方が、町が今度やるんだというふうになって町に移譲して、今度は町から今後こういった中でこういう考えもあるので、もし地域で使う場合は地域で使って結構ですけれども、一旦また町から返しますと。ですから、それは、平成7年度の町長さん、坂東さんか誰かの考えで、それはやったんだろうと思うんですね。ただ、やっぱり年数がたってきて、約30年ぐらい経過してきていて、耐用年数とかがあって、もう地域に、例えば私の地域でもそうなんだけれども、これから10年したら三浦避難所にしても何人あそこ使うかと、ちょっと我々は答え出せません。今は我々の年代が何回となく使って、使っているようにしているし、また富山に来た人方に、降りてきたときにトイレがない場合は、団体の場合は、ここトイレ使ってくれってということで、そういうお願いをして、利用頻度を高めていますけれども、やっぱりそういったことがないと、本当は地域も人口が密集していってくれればいんだけど、なかなかそうはいっていないのが現状であります。

ですから、いろいろな集会場を開いても、なかなか人が集まらなくなったり、それから、特にここ二、三年のことを言えば、これは、全体的にどこの地区もそうだけれども、区長さん方との話合いをしていると、やっぱりコロナ禍で人を集めることがなかなか容易でなかった。そうなってくると、いざ集めようかとなったときに、なかなか集まってこないというのが現状なんだそうです。ですから、我々も今年12行政区の区長さん、行政員さんとお話合いを様々な項目でお話合いをさせていただいてやりましたけれども、そのときも集会施設でお話というのは、あまり今回は出なかった。前はそういう話も出た。でも、今回は、この1年たって、うちの担当が何回となくお伺いをして、小刻みにケース・バイ・ケースで、ケース・バイ・ケースというのは、今野さんから言わせるとそれは違うだろうと言うかもしれないけれども、その地域、地域の実情に合わせて話合いはしたつもりなんです。ですから、やみくもに頭からこうだというわけじゃなし、ここはこうしますということじゃなくて、そこはちゃんと沿って話合いはしてきた。ですから、皆様方の10月28日の議会報告会、区長さん方との、この内容についても、おおむねこんな話が出たということは聞いております。幡谷の区長さんからもこんな話が出たと。今さらという話も出たと。ですから、議員さんの立場というのはちょっとしんどかったかなと、逆に私もそういうふうに思いましたよ。

ただ、やっぱりその都度、その都度、そのポイントでやってきたわけじゃなくて、物事全体の中でやってきて、町で公共施設をこういうふうにしていくと。今、公共施設であれば町で

ちゃんとやって解体していきますよと。それは、こちらか言うことが当たり前だと思うんですね。じゃあ、それを今度我々が3年、5年待つから、そうしたらまた町も持ってくれるかと、それはそういうわけにはいかない。そこを全部そういうふうに行くとしたら、またおかしくなっちゃう話。これは、先ほどから2分の1がいいか、どの費用の額がいいのかというのは、これからのそういう議題が上がってきたときに議会でよくお話を聞いて決めればいいだけのことであって、まず目安的には半分ぐらいかなという話も私のほうから差し上げた。そうでないと、地域によって検討する課題が、材料がない。ですから、そういうこともあって、過去3年ぐらいの利用人数、それからコロナ禍前の利用人数、もう1つは、地域の人方には出しませんでしたけれども、うちら手持ち資料とすれば、手樽地区に何十代、例えば100代、90代、80代、70代、60代、何人今いるのかと。こういった年代別人口も実は資料として持っていて、そうすると、この地区は、平均70に近くなっていますよとか、高齢者の方が、高齢化の方がもう50以上になっていますよとか、そういう地区がざらなんですよ、今。本当はそうであってほしくないんだけど。ただ、働く人、それから元気な方々が、高齢者の方が多いので、病気で困ったとか何か寝込んでいると、そういう人たちが割と少ない地域になっているので、健康長寿社会になっているから、それは逆にありがたいことなんだけれども、裏を返せばそういうふうに来ているので、人を集めるというのは大変なわけです。だから、やっぱり車で、例えば乗り合いで、何らかの会議があるときは便利なところに行くと、こういうふうに時代が変わってきているんだろうというふうに思うんですね。

そういったこともあって、今回お話を申し上げて、これは、令和5年度予算については、まだ当初予算の予算議会ではありませんですから言えませんけれども、ただ5年度からはもう了解を得たところからは少しでも解体はしていかないと、一気に、町、さあやりなさいと言われても、じゃあ何十棟もやれますかというところまでの予算はなかなか今すぐ組めないの、何棟かずつになってくる、何箇所かな、何棟という言葉は悪いと思う。そういったふうになるのかなと思います。ただ、今野議員が言うように、今後もこういったことについては、くどいようですけれども、ちゃんと丁寧に、これまでもやってきたつもりですし、今後もきちんと説明はしていきたい。ただ、議会にちょっと足りなかったんじゃないかということがあれば、それは私が反省していきたいと、このように思います。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 最後にしますけれども、揚げ足を取るようで悪いんだけど、さっき課長から答弁あった、譲渡するから補助金になりますよと。公共施設の状態で廃止というこ

とになれば、それは公共施設として町が責任を持って解体をしますよと、こういう話あったんですが、だとすれば、今回計画の中で廃止、または譲渡で予定していた建物について、今回指定管理をした施設、これについて区が譲渡も受けませんよと言ったときは、公共施設として町が解体をするという考え方でいいのかどうか、その辺はどうなんでしょうか。最後の質問です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井町長。

○町長（櫻井公一君） 先ほど、何回も総務課長同じ答弁をしていると思うのであれなんですけれども、私のほうから答弁すれば、そういったことも丁寧に話をできて、地域の実情を酌んで、全体的に分りましたということで、ここに至るまでもまた何回もお話をしているわけですね。ですから、ここに乘っかってどうのこうのというやつが、あと1年だ、2年だ、3年だってあれするだろうと、そういった経過も地域にお話をして、そして地域の方からちょっと待てと。我々だけで少し考える時間がほしいということで、ちょっと時間を置いて、再度またお話をし、町に逆に1年ぐらいちょっと面倒見てくれないかと、2年ぐらい見てくれないかと、そういったものについては、きちっと町でその人たちの意見もきちんと把握して取り扱ってきた経過がこの議案の中に入っている。

以上であります。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 何回もすみませんけれども、だから、分からないんですよ。反町支館は1年間ですよ。それから品井沼の3つというか、幡谷の3つの施設ですね。それから下竹谷の2つの施設ですか、これについては、廃止あるいは譲渡の方針で町としては臨んできたわけでしょう。ところが、いろいろ地区とのお話合いをする中で、1年あるいは3年、さらに指定管理として延ばしましょうという話になったわけでしょう、結局ね。だから、その指定管理について、最終的にどこの話でまとまっているのかというのがよく分からないんですよ。引き続き1年、3年の指定管理をするということだけで終わっているのか、その指定管理が終わった時点でそれぞれ区と町の話合いがどうなっているのかというのが見えないからこうやって何回も話のやり取りになっているんだと思うんですよ。私は、だって、お話し聞いたときには、幡谷の区長さんはじめいろいろなことが出てきたわけです、実際問題は。どうなるのか分からないみたいな話が。だから、その話がきちんとついていてのここに上程されているんだというのであれば、その話がついた中身をしっかりと教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） まず、反町支館1年ですけれども、これは、地域に行って話をして、最終的に1年だけは延ばしてほしいと。たしか、7月だったですか、反町に行ったのは。そこで、そういう話になって、ちょっと7月の時期なので、あと1年だけ延ばしてほしい、あとは解体してもらっていいということで、そこはじゃあ1年間は指定管理ということにさせてもらいました。あと、今回、廃止というふうな計画の位置づけをしていて、今回さらに指定管理をしているところは、先ほども言ったんですけれども、地域のほうでもう少しちょっと考えさせてくれと。地域でいろいろ話合いをしたい。であれば、3年間放置するのではなくて、3年間の間にまたいろいろお話をさせてくださいということで、じゃあ3年間、ここは指定管理にしましょうということで、全部そういう経過をたどってきていますので、計画で、あと譲渡についても、譲渡を受けてくださいということではなくて、基本は、廃止すれば役場の施設ですから解体しますよね。例えば、保育所を廃止しました、幼稚園を廃止しました、行政財産から普通財産にして解体します。それと同じプロセスになるんで。ただ、どうしても地域で使いたいということであれば、譲渡という方法も一応話合いに応じますよという説明を現場でさせていただいています。ただ、たまたま今回廃止で上げさせていただいたところは、譲渡ではなくて、もう廃止解体でいいということで、今回条例に提案させていただいたということです。

○議長（色川晴夫君） 今野 章議員。

○10番（今野 章君） 何かね、聞いていることに答えていないような気がするのね、やっぱり。半分ですね。だから、反町支館については分かりました。1年後まで待って、そこで町が解体するよと、こういう話だったんでしょう。問題は、だから幡谷の3つの施設と下竹谷の2つの施設についてはどういう対応をするんですかと。だから、私は、それは指定管理としていって、あと区のほうでそれは譲渡も何も私らも受けませんよと言ったら町が解体することになるんでしょうと、そういうお話をさせていただいているわけ。だから、その辺を明確にしてもらえばいいんですよ。

○議長（色川晴夫君） 千葉総務課長。

○総務課長（千葉繁雄君） 3年間の間に話をして、仮にじゃあ〇〇区のほうで、もう譲渡は受けない、廃止してくださいとなれば、それは公共物ですから、その時点で同じように条例で廃止の提案をさせていただいて、その後解体という流れになります。（「了解しました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。

傍聴の申出がございます。お知らせします。-----であります。

ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第72号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立多数です。よって、議案第72号集会施設の設置及び管理に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第73号 松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正について

○議長（色川晴夫君） 日程第15、議案第73号松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第73号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第73号松島町水道事業の設置等に関する条例の一部改正については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第74号 指定管理者の指定について（松島町B&G海洋センター、

松島町民グラウンド)

○議長（色川晴夫君） 日程第16、議案第74号指定管理者の指定について（松島町B&G海洋センター、松島町民グラウンド）を議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。5番杉原崇議員。

○5番（杉原 崇君） まず初めに、3ページの利用料金収入に関しての絡みで、コロナ禍における利用者の推移というのはあるのかお聞かせください。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） やはり、コロナ禍の影響で、昨年度は利用者もあまり多くはなかったんですが、今年に入ってからコロナも徐々に、今はまたちょっと多くなったんですが、そういう面から利用者の人数は増えているというふう聞いております。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 町民グラウンドもLED化されまして、その、昨今電気料も上がっているんで、それを導入して、その効果を踏まえた水熱費なのか、この金額で合っているのかというのを、そこはどうなんですか。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 杉原議員おっしゃるとおり、昨年12月にLED化の工事を済ませて、それによりまして、夜間子供さんのサッカーとか野球とかで、利用する頻度も上がっているかと思えます。それで、現在、電気料の高騰もありまして、実際、電気代的にはLED化になれば下がることも推定はしていたんですが、利用頻度も考えますと、若干今後上がっていくんじゃないかという見積りを経た上で算定しているところでございます。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 分かりました。そこで、今回B&G海洋センターと指定管理がグラウンドと一緒になんですが、2ページの一番懸念しているというか、施設設備の維持管理について上から3つ目ですか、1983年に開所された施設のため老朽化が第一に懸念されるという中で、施設の延命が図られるように維持管理に努めるとあるんですが、実際、耐用年数的には本当に大丈夫なのか。何か事故とか起きるのも心配じゃないかと思うんですが、そこをどういうふうに、懸念も一番、これに関しては、一番懸念材料だと思うので、そこをどういうふうに

考えていらっしゃるのか、そこをお聞かせいただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） 確かに、施設の老朽化は否めないと思います。今年の6月議会で電気のケーブル、大きな改善が必要だということで、補正で上程させていただいたことありますが、指定管理者とその辺の話合いは常に持って、安全に管理できているのかという話合いは常にしておくところであります。引き続き、軽微な修繕は、ここに書かれている費用の指定管理の中でやっていただくんですが、例えば躯体そのものとか、ちょっと大がかりな修繕が必要になった場合は、町と指定管理者と協議をした上で進めていかなければならないという認識であります。

以上でございます。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） 実際建物自体の耐用年数ってあとどのぐらい見積りとかってあるのかどうか教えてください。

○議長（色川晴夫君） 千葉教育次長。

○教育次長兼教育課長（千葉忠弘君） すみません、ちょっと具体的な年数まではあれなんですが。すみません、申し訳ございません。

○議長（色川晴夫君） 杉原 崇議員。

○5番（杉原 崇君） そこが一番懸念されているところなので、せめてその材料は欲しかったなとは思いますが、ただ、指定管理者と連携を密にして維持管理に努めるということですので、それに期待しつつしっかりと行っていくようお願いいたします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第74号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第74号指定管理者の指定について（松島町B＆G海洋センター、松島町民グラウンド）は原案のとおり可決されました。

ここで、議事運営上、暫時休憩としますので、議員の皆さんは自席でお待ちください。

午後 1時24分 休憩

〔9番 阿部幸夫君 退場〕

午後 1時24分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

日程第17 議案第75号 指定管理者の指定について（北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター）

○議長（色川晴夫君） 日程第17、議案第75号指定管理者の指定について（北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター）を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第75号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第75号指定管理者の指定について（北小泉・下竹谷地区コミュニティセンター）は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後 1時25分 休憩

〔9番 阿部幸夫君 入場〕

午後 1時25分 再開

○議長（色川晴夫君） 再開します。

-
- 日程第18 議案第76号 指定管理者の指定について（垣ノ内集会場）
- 日程第19 議案第77号 指定管理者の指定について（高城コミュニティセンター）
- 日程第20 議案第78号 指定管理者の指定について（本郷ふれあいセンター、反町支館）
- 日程第21 議案第79号 指定管理者の指定について（華園集会場）
- 日程第22 議案第80号 指定管理者の指定について（左坂支館）
- 日程第23 議案第81号 指定管理者の指定について（大日向サブセンター、萱倉支館）
- 日程第24 議案第82号 指定管理者の指定について（上竹谷生活センター）
- 日程第25 議案第83号 指定管理者の指定について（小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター）
- 日程第26 議案第84号 指定管理者の指定について（根廻分館）
- 日程第27 議案第85号 指定管理者の指定について（初原コミュニティーセンター、上初原支館）
- 日程第28 議案第86号 指定管理者の指定について（桜渡戸分館）

○議長（色川晴夫君） お諮りします。

日程第18、議案第76号から日程第28、議案第86号までは、集会施設の指定管理者の指定に関する議案であり、関連性がありますので、質疑については一括で行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

議案第76号から議案第86号までは一括議題とすることに決定しました。

各議案について質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより各議案について……（不規則発言あり）、いいんですか。討論、採決を行います。垣ノ内集会場、討論に入ります。議案第76号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第76号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第76号指定管理者の指定について（垣ノ内集会場）は原案のとおり可決されました。

議案第77号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第77号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第77号指定管理者の指定について（高城コミュニティセンター）は原案のとおり可決されました。

議案第78号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第78号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第78号指定管理者の指定について（本郷ふれあいセンター、反町支館）は原案のとおり可決されました。

議案第79号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第79号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第79号指定管理者の指定について（華園集会場）は原案のとおり可決することにされました。

議案第80号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第80号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第80号指定管理者の指定について（左坂支館）は原案のとおり可決されました。

議案第81号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第81号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第81号指定管理者の指定について（大日向サブセンター、萱倉支館）は原案のとおり可決されました。

議案第82号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第82号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第82号指定管理者の指定について（上竹谷生活センター）は原案のとおり可決されました。

議案第83号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第83号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第83号指定管理者の指定について（小ヶ谷支館、品井沼第二支館、中通支館、上幡谷生活センター）は原案のとおり可決されました。

議案第84号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第84号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第84号指定管理者の指定について（根廻分館）は原案のとおり可決されました。

議案第85号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第85号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第85号指定管理者の指定について（初原コミュニティセンター、上初原支館）は原案のとおり可決されました。

議案第86号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第86号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第86号指定管理者の指定について（桜渡戸分館）は原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第87号 指定管理者の指定について（町営三浦墓地）

日程第30 議案第88号 指定管理者の指定について（町営古浦墓地）

○議長（色川晴夫君） お諮りします。

日程第29、議案第87号から日程第30、議案第88号までは、町営墓地の指定管理者の指定に関する議案であり、関連性がありますので、質疑については一括で行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） ご異議なしと認めます。

議案第87号から議案88号までは一括議題とすることに決定しました。

各議案について質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、各議案について……、あるんですか。ないんですね。これより、各議案について、討論、採決を行います。

三浦町営墓地、討論に入ります。

議案87号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第87号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第87号指定管理者の指定について（町営三浦墓地）は原案のとおり可決されました。

議案88号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第88号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第88号指定管理者の指定について（町営古浦墓地）原案のとおり可決されました。

避難所)

日程第32 議案第90号 指定管理者の指定について(帰命院避難所)

日程第33 議案第91号 指定管理者の指定について(白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所)

日程第34 議案第92号 指定管理者の指定について(手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所)

○議長(色川晴夫君) お諮りします。

日程第31、議案第89号から、日程第34、議案92号までは、避難施設の指定管理の管理者の指定に関する議案であり、関連性がありますので、質疑については一括で行いたいと思いますが、このことについてご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 異議なしと認めます。

議案第89号から議案第92号までは一括議題とすることに決定しました。

各議案についてご異議ございますか。質疑ございますか。失礼しました。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(色川晴夫君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、各議案について討論、採決を行います。質疑ですか。10番今野 章議員。

○10番(今野 章君) ごめんなさい。何かどンドン流れていくので。毎回言っていることなんです。この議案90号の帰命院避難所の名称の問題です。帰命院というのはお寺なんですよ。だから、お寺が避難所ということになってしまうので、やはり名称を変えたらいかがかということ、ここで何度か私申し上げてきたような気もするんですが、これは避難所の施設のときに言ったのかもしれないけれども、いかなもんなんでしょう。帰命院下避難所なり、帰命院下地区避難所なりとか、ぜひ、前は地域の皆さんとお話しもしてということであつたものですから、その辺も踏まえてご答弁いただければと思います。

○議長(色川晴夫君) 千葉総務課長。

○総務課長(千葉繁雄君) ご意見いただいて、地域とも話しを何回かさせていただいたんですけども、最終的に今結論は出ていないんですけども、小梨屋がいいとか、〇〇がいいとかという話は出ていました。ただ、今結論が出ていないだけで、しっかり地域の意向が決まりましたら、それを踏まえて条例改正の機会に名称のほうは変更することも考えていきたいというふうに思います。(「了解しました」の声あり)

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、各議案について討論、採決を行います。

討論に入ります。議案第89号について討論参加ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第89号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第89号指定管理者の指定について（松島防災センター、三十刈避難所）は原案のとおり可決されました。

議案第90号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第90号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第90号指定管理者の指定について（帰命院避難所）は原案のとおり可決されました。

議案第91号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第91号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第91号指定管理者の指定について（白萩避難所、長田避難所、磯崎避難所）は原案のとおり可決されました。

議案第92号について討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第92号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第92号指定管理者の指定について（手樽防災センター、古浦避難所、三浦避難所、名籠避難所）は原案のとおり可決されました。

日程第35 議案第93号 令和4年度松島町一般会計補正予算（第7号）

○議長（色川晴夫君） 日程第35、議案第93号令和4年度松島町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 6番後藤です。主要事業説明資料の2についてお尋ねをいたします。

出産・子育て応援交付金事業であります。コロナ禍の中で、婚姻件数や、あるいは出生数が減少するなど、少子化対策は待ったなしの状況であることは皆様ご存じのとおりだと思います。そのような中で、この事業は、今回支援が手薄なゼロ歳から2歳児に光を当て、妊娠出産時に計10万円相当の給付による経済的負担の軽減とともに、妊娠時からの伴走型相談支援を一体的なパッケージとして実施することになると思われまます。この件については、大変評価をするものであります。

そこで、若干お聞きをします。妊娠出産での計10万円相当を育児用品の購入及び産前産後のケアサービスなどに利用できるということで、経済的な負担の軽減が図られると思われまます。一方で、育児の不安を一人で抱え込み、孤立を深める子育てを防ぐ対策も、一方では大きな課題であると思われまます。その意味で、今回伴走型相談支援の充実が盛り込まれたわけでありまますが、全妊婦を対象に妊娠期から出産、あるいは産後育児まで一貫して寄り添うこの相談体制を整備し、様々なニーズに即した支援が必要と思われまます。この辺については、これまでも健康長寿課でやってきたとは思われまますが、改めて交付金事業も絡みまますので、町民福祉課との連携も含め、この点についてどのような考えを持っておられるのかお尋ねをします。

○議長（色川晴夫君） 答弁。安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 給付、そして給付の申請の手続、また連携の概要につきましては、私のほうから説明させていただきます。

まず、妊娠時に5万円の支給ということで、これは母子手帳交付時、保健福祉センターのほうで母子手帳を交付させていただきますので、そのときに妊娠届出面談というのを併せて実施させていただきます。その場所で、重ねて給付金の申請もしていただき、町民福祉課のほうに来なくてもそのやり取りができるようにというふうに今考えております。

また、出産時のほうの5万円につきましては、これは町民福祉課のほうに出生届出のときに申請書を出して給付の手続きを取りたいと思うんですが、この給付金の要件には、必ず行政との面談、伴走型支援ということもあるので、面談が給付要件となりますので、ここでは出生届を出していただいて、申請書を出していただく、面談はできないんですけれども、ここもわざわざ行き来がないように、新生児訪問ということを実施しておりますので、その際に面談を実施していただくというふうに考えて、今健康長寿課と進めていこうかというふうに企画しているところでございます。

また、この妊娠、そして出産の間に8か月妊娠時にも面談が必要だという規定があります。国の決まりなんですけれども、ここは任意とはなっているものの、ここの部分も希望を取って実施していく必要があるんじゃないかということで、これも健康長寿課と相談をしているところでございます。詳しい内容につきましては、齊藤課長のほうから説明させていただきます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今議員からご質問ありました伴走型相談支援なんですけど、伴走型相談支援といいますと関わり続ける支援といいますか、問題解決型ではなくて常にその方の寄り添ったような支援をするというようなことで国から示されている内容でございます。ただ、町としても、今までやってきたことが取組としては大筋外れているものではなく、さらに充実させるという考えで取り組んでいくべきであると町民福祉課と話し合ったところでございます。

具体的には、安土課長からもご説明があったように、妊娠時に妊娠届を保健福祉センターでされた際に母子手帳を交付いたしますが、ほかの自治体では類がないんですが、松島町では全数面接、今までもしてまいりました。今回、国のほうでは全数面接をすることが交付金の条件であるというふうにお話がありましたけれども、松島町では通常、今までも行ってきたということで変わりがございません。その際には、母子手帳の使い方ですか、妊娠期の過ごし方、それから生活習慣など、様々な健康に関することを中心としたことと、それから悩みを聞いたりとか家族の支援があるかどうか、そういったことをお尋ねする機会となっております。

ます。また、母子手帳を交付する際には、ちょっと、特にご支援が必要だと思った方は、その際にもう把握ができますので、その際にはハイリスク妊婦ということで保健師や助産師などがその後も継続して関わるということは現在も行っていましたし、今後より一層その辺については支援計画を立てながら関わり続ける必要があるというふうに考えております。

また、出生後については、これもまた面談をすることということになっておりまして、松島町においては、生後おおむね28日以内には、助産師か、または保健師が新生児訪問ということでお宅のほうに直接伺って産婦さんと赤ちゃんとお会いする機会がございます。そういった際もございますので、その際にも産んでからの健康状態、赤ちゃんの育児についての不安な点とか、そういったことをお尋ねしたり、ご説明したりする機会となっております。産後ケアなどの事業も、近年健康長寿課のほうでも行ってまいりますので、赤ちゃんを産んでからの子育てのサービスなどのご紹介をする機会というふうにもなっております。

今回、国から示された伴走型相談支援の中で、妊娠中の8か月の頃にも妊婦さんと関わる機会を設けることというふうに示されておりまして、この点については、松島町ではそんなに今までやってこなかったことだったので、国からもお示しがあつたように、7か月頃に通知、アンケートなどをする、まずお便りを差し上げて、もし面接とか相談を希望する方がありましたら面接をしたり訪問をする機会を設けようかなというふうに健康長寿課の中で話し合っているところでございます。

以上、伴走型の、長くなりましたが、ちょっと町で考えているところでございます。

○議長（色川晴夫君） 後藤良郎議員。

○6番（後藤良郎君） 丁寧な説明ありがとうございます。改めて、ライフサイクルの予算関係とかずっと見ていて、ほとんど8か月以外の部分でやってもらっているんだなど、すごくうれしくなりました。なお継続して、新しい分も含めてお願いをしたいなと思います。

ただ、今回せっかくこういう国絡みで予算がついたので、これはやっぱり単年度で終わったのでは意味がないと思います。継続して続けなければ、こういう妊婦さんの関係の、孤立の関係なんかも初めて伴走型ということで含まれましたので、それを継続する意味でも、なお、国が主体ではありますが、ぜひ町のほうから県、国に届くように、継続のほうの話をぜひ進めていただきたいなと思いますが、その辺に対してのお答えがあればお願いいたします。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 今回の閣議決定されましたこちらの出産・子育て応援交付金なんですけど、国のほうでも財源を確保しながら恒久的に取り組みたいというような方針を示し

ておりますので、町もその方針にのっとって、母子保健事業では実際続けている取組もござ
いますので、併せて引き続き実施してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。1
番菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 菅野でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生事業費の34
番、燃油高騰対策燃料券配布事業についてちょっと教えていただきたかったんですが、私が
知る限りでは、ほかの市町村とかでやっていないような、松島としてのオリジナリティーあ
ふれるような事業で、全ての住民の方に公平に届くような形で大変よいなとは思ったんです
が、これ、例えば今回可決したとして、各世帯にいつ頃までお届けすることができるのかと
いうところと、交付対象が利府松島商工会ということで、使えるところは利府も含まれてい
るのかとか、そういったところももし教えていただければと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えいたします。

また商工会さんのほうにお願いする形を採っております、これも商工会さんとの調整には
なるんですけども、めどとしては、1月の初旬から中旬にかけて各ご家庭のほうに郵送で
燃料券のほうは送付したいというような考えを持っています。また、期限については、大体
2月末ぐらいを予定しております。それから、利府松島商工会ということで、利府での販売
店について使えるのかというお話なんですけれども、これは町内限定で実施したいと考えて
おります。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） 分かりました。ありがとうございます。

もう1点だけ、事業費が3,360万円に対して、印刷などもかかる、発送料だったりもかかる
ので、それなりにかかるのかなと思ったんですが、事務費相当分が491万円ということで、大
体全体に対して十四、五%ぐらいのところになっているので、この辺の見込みの内訳だっ
たりとかというの、もし分かれば教えていただきたかったです。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今議員のほうからお話ありましたとおり、印刷代とか、あと郵
送代とか、あとは商工会さんのほうでこれから申告で大変忙しくなるということで、人手が
ちょっと不足するというので、アルバイトさんを雇うということで、賃金などがございま

す。それで、総事業費の大体、今回は14%ぐらいなんですけれども、明確な基準はないんですけれども、大体15%から20%であれば、大体妥当な線じゃないかなと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 菅野隆二議員。

○1番（菅野隆二君） ありがとうございます。491万円だと、大体1,000世帯分弱ぐらいなので、その辺は適正に使っていただいて、と思いました。

以上でございます。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございませんか。小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） 11番小澤です。32番の畜産業文化高騰対策支援事業につきまして、先月G20があったり、それからCOP27が終わり、国のほうでどんどんと法律が変わっている状況であります。それで、国のほうは、牛を1頭殺処分するごとに20万円を給付する動きが、ほかの県ではなっている状況で、私たちの町では、今1頭に対し、この1万円を給付しているんですけれども、食の多様性とか、あと町内での自給自足なのかはちょっと分からないんですけれども、そういう面から考えて、これからこの町ではカーボンニュートラルとか脱炭素を実行することにより国からの支援金が増えるという考え方もあるんですけれども、どちらのほうにかじを切ろうとお考えなのかお尋ねします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 今回の事業の内容についてなんですけれども、ここにも書いていますとおり、コロナ禍において原油や物価高騰の影響を受けている畜産業者の負担軽減というのが一番の目的でございまして、大体、乳用牛と繁殖牛で大体200頭ぐらいいるということでもあり、それから、今年の6月なんですけれども、宮城の酪農農業組合さんのほうからも、そういった意味で大変農家さんのほうが苦しんでいるというようなことで要望書のほうもあったことから、今回1頭につき1万円という形を取らせていただきました。

前段の質問についてなんですけれども、なかなかちょっと答弁のほうは用意しておりませんので、できれば次回の一般質問なりで事前通告なりしてやっていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 小澤陽子議員。

○11番（小澤陽子君） ご回答ありがとうございます。事前通告してから質問するようにいたします。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに。櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） ちょっと先ほどの菅野議員の追加質問であります、34番の燃料のほうの関係なんです、松島町内には、LPガスとか灯油とかを、結局町外業者から買っている世帯というふうなのも少なからず多いのかなというふうな感じです。それで、なおさら、その中で車を持っていないというふうな場合だと、これをどうやって使ったらいいのかというふうなことになってくると思うんですが、その点はどういうふうにお考えでしょうか。よろしくお願ひいたします。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） お答えします。

前段でも申し上げましたが、燃油高騰とかで各世帯がお困りになっているというのも1つありますし、もう1つは、地域活性化ということもありまして、今回の燃料券のほう実施しております。それで、関連してうちのほうも想定していたんですけども、例えばオール電化の家で車も持たないご家庭は取扱いどうすればいいのかというようなことも想定はしていたんですけども、販売店では本人確認についてうちのほうも求めませんし、よって、誰がどこで何に使用したかというところまで追うことが実情はできない状態です。これ以上ちょっと議事堂の中で申し上げますと支障が出ますので、ここでやめておきますけれども。義に過ぐれば固くなるというような、伊達家の遺訓もありますんで、そこはあまりちょっと固くは考えず、とにかく利用率を高めたいということで、努力してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 櫻井 靖議員。

○3番（櫻井 靖君） 言わんとすることはすごく響いて分かりました。なかなかこれは言いづらいことではあるので、そういうことだなということで理解させていただきます。ありがとうございます。

○議長（色川晴夫君） ほかに。杉原議員。

○5番（杉原 崇君） すみません、今の件で、ちょっと危ういご答弁だなと思って聞いてはいたんですが、利用できる事業者というのは、こちらから商工会で募集をかけるということになるのか、その事業者はどういった事業者を想定しているのかというのを併せて、実際言うと、話しますけれども、ローリー車で販売なさっている方もいて、どういふのを想定しているのか、事業者の募集をかけるのかどうか、そこを併せてお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 事前に松島のほうだと宮城県石油商業組合松島班というものと、あと松島町燃料組合という2つの組合があるようで、事前には何となくうっすらと、こういう事業をもし実施したならばやれますかというようなお話も差し上げていたところです。なおかつ、前回の商品券の販売もそうだったんですけれども、基本は商工会さんのほうから参加店について募るといような形を取っていくといような形になります。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） ということは、商工会の会員でないとなかなか参加できないという認識で捉えていいのかどうか。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 基本LPガスとかガソリンとか軽油とか灯油とか取扱い店は町内に何か1つ取り扱っている事業者は11件ほどあるんですけれども、最初に申しあげました組合のほうにも加入していない事業者もあり、商工会さんのほうにも加入していない事業者もあるんだろうなというのは見ておりました。ただ、利用するお客様のほうにとっては、常日頃から使う町内の事業者といようなこともありますので、その辺は、商工会に加入している、していないというのは分け隔てなく募集をかけたいといふうに商工会さんのほうにお願いをしたいといふうに考えております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） そこで、私は、商品券自体も一部からクレームのお話もいただきましたが、実際に使える事業所といのをしっかり分かるように、商品券のときにはちょっとそこがちゃんと取れていなくて、私のところにも何人かいらっしやったのが現状であったので、もし、これを郵送する場合、どこで事業使えるかといのを、しっかり、一緒に同封をお願いしたいと思います。

また、もう1点、老人福祉費の夕食宅配サービス事業で、原油価格物価高騰による補正といことで、今回107万8,000円の補正ではありますが、やはり物価高騰といのは、今後も引き続きさらに増えていくとい状況で、実際550円でご購入いただいている中で、今後の見通しといのをどういふうに考えているのか、その都度補正するのなかなか大変だなとい思いがあるんですが、その見通しといのはどういふうに捉えているのか、そこをお聞かせいただきたいと思ひます。

○議長（色川晴夫君） 齊藤健康長寿課長。

○健康長寿課長（齊藤恵美子君） 今回は、物価高騰によりまして、食事をつくってくださっている調理業者さんから食材料代、それから光熱費の高騰によって1食当たりの単価が今までのままではきついということを町が委託している社会福祉協議会さんのほうにご相談があって、社協さんから町に相談があったという理由がございまして、そういった経緯がございまして補正を上げさせていただいたところでございます。

確かに、このまま物価がどんどん上がっていくものなのか、それともどこかで落ち着くものなのかというのが分からない中でこうやって補正を上げさせていただいたんですが、今回、幾らぐらいだったらできるのかということは、何度か社協さんも交えて試算を重ねたところでございますし、新年度の予算にも反映させていかなければならないというふうに思っております。また、材料代が上がったのであれば、例えば調理のメニュー、献立の工夫をすとか、それから食事を配付する際のいろいろな容器の問題ですとか、そういった、ちょっと今までと全く同じようなやり方ではなく、何か工夫できるところが少しでもあるのであれば、そういったところも取り入れて経費をある程度抑えられるところは協議の上、そこら辺は話し合っていて決めていきたいというふうに今検討を重ねているところです。また、自己負担については、現在550円ということで、昨年10月から50円値上げをさせていただいたところでございますので、今回1食当たりの金額がちょっと上がったんですけども、利用者様の負担については、今回は値上げは考えておりません。ただし、先ほども申し上げましたように、どこまで物価が上がっていくか分からないところでありますので、定期的にそういった1食当たりの経費とともに自己負担についても数年ごとの見直しということは避けられないものというふうに考えております。

○議長（色川晴夫君） 杉原議員。

○5番（杉原 崇君） 550円で温かいものが食べられるというのが大変喜ばれている中で、一方で物価がさらに上がるよという報道ばかりが目につくと、なかなかこれも運営も大変になっていくかなと思うので、そこは、こちら高齢者の見守りにもつながっているので多くの方に利用していただきたいという思いとなかなかつり合いが取れない中で、そこはしっかりと、なるべく上がらないように今後もしっかりした話し合いを行っていただきたいと思っております。よろしくお祈りします。

以上です。

○議長（色川晴夫君） ほかに質疑ございますか。9番阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） 高騰対策の31番なんですけれども、交付対象で大豆4名となっているんですけれども、私の考えだと、うちのほうの集落は8戸あるんですが、このうちもう4名になっちゃって、ほかの集落はゼロなんて、この4名というのは認定農業者なのか、その辺の内訳をお聞きしたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） ちょっと名前を上げますといろいろ支障も出るのかもしれないので、4名については、見る限りは認定農業者と確認しております。

以上です。

○議長（色川晴夫君） 阿部幸夫議員。

○9番（阿部幸夫君） 私も認定農業者にはなっているんですけれども、該当になっているのかそれは分かりませんが、それはそれでいいんですけれども、認定農業者という形なんです。そうすると、肥料米も四十何名も認定農業者でいいんでしょうか、43名。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） ちょっと全てにわたって何人ぐらいかというのはちょっと把握しておりませんので、ただ、今43名いるんで、手広く耕作している方については、お見受けしますと、数名は認定農業者をされている方がいらっしゃるというふうなことです。

以上です。（「分かりました。以上です」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございませんか。4番櫻井貞子議員。

○4番（櫻井貞子君） 櫻井貞子です。コロナ感染症対策の地方創生臨時交付金の事業の使い方なんですけれども、今回34番の燃料費の配付事業とか、それから、松島は笑うがお得商品券発行事業とか、いろいろ住民に向かって発信していて、私たち消費者にとってはとてもお得で笑顔で買い物をする立場なんですけれども、商店主によっては、車も持っていない小さな1人、2人の経営の方がわざわざ商工会まで商品券をまとめて持って行って、すぐその場で現金をもらえるのではなく月をまたいでお金がもらえるというような形で、とても笑顔ではいられないという話をちょっと聞きました。そういう意味で、私たち住民の方が喜んでいろいろ工夫してあげているというふうに思っているんですが、実際商品券を扱う商店主の高齢化とか、いろいろな状況なんかもあれば、その辺も含めて商工会の方々に本当にいろいろご苦労をかけて大変な思いをさせてはいるとは思いますが、そういう意味でのフォロー、商品券を配って終わりではなくて、その後の商店主のことも含めて思いやった形での施策を考

えるべきではないかということで、どのような、実際に今どのぐらい商品券が使われているものかとか、そういう部分分かれれば教えていただきたいと思います。

○議長（色川晴夫君） 太田産業観光課長。

○産業観光課長（太田 雄君） 先日、商品券のほうの販売も終わったばかりということで、今盛んに商品券のほうが使われているんだろうなというような想像はしておりました。それで、どのぐらい換金されているかというのは、ちょっとまだ商工会さんのほうから報告受けていなかったもので、全体的な把握はできないんですけれども、今議員がお話しされました、高齢者が営む事業店舗について、議会の中でもこういう話がありましたというようなことで商工会のほうにもお話をお伝えしていきたいと考えております。

以上です。（「了解しました」の声あり）

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。（「はい」の声あり）ほかに質疑ございますか。米川議員。

○2番（米川修司君） 米川でございます。冒頭にあった後藤議員の質疑の続きであります。

出産・子育て応援交付金事業について、妊婦の対象人数ですけれども、今年度出産した妊婦37名であったり、来年3月までに出産する予定の妊婦13名というのは把握できると思うんですけれども、来年1月から3月に妊娠届出する妊婦15名というのが、ちょっとあくまで試算だと思ったんですけれども、ちょっとどのように試算されたのかお知らせください。

○議長（色川晴夫君） 安土町民福祉課長。

○町民福祉課長（安土 哲君） 例年出産される人数をデータ化しまして、この月、1月から3月までの間であればこれぐらいの人数が妊娠されるんじゃないかなということを推計して、今回そんなふうに上げさせていただいております。以上です。

○議長（色川晴夫君） 米川議員。

○2番（米川修司君） はい、分かりました。まず、その推計が大きくずれると困ることですので、それは15名前後の届出があると、そういうふうに認識しようと思います。

以上です。

○議長（色川晴夫君） よろしいですか。ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第93号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第93号令和4年度松島町一般会計補正予算（第7号）については原案のとおり可決されました。

ここで休憩に入りたいと思います。再開は14時30分にします。

午後 2時15分 休 憩

午後 2時30分 再 開

○議長（色川晴夫君） 再開いたします。

日程第36 議案第94号 令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第36、議案第94号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第94号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第94号令和4年度松島町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第37 議案第95号 令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（色川晴夫君） 日程第37、議案第95号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第95号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第95号令和4年度松島町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第38 議案第96号 令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第38、議案第96号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第96号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第96号令和4年度松島町介護保険特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第39 議案第97号 令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第39、議案第97号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第97号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第97号令和4年度松島町観瀾亭等特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第40 議案第98号 令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（色川晴夫君） 日程第40、議案第98号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第98号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第98号令和4年度松島町下水道事業特別会計補正予算（第4号）については原案のとおり可決されました。

日程第41 議案第99号 令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（色川晴夫君） 日程第41、議案第99号令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案説明が終わっておりますので、直ちに質疑に入ります。質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論に入ります。討論参加ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 討論なしと認め、討論を終わります。

これより議案第99号を採決します。

本案を原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（色川晴夫君） 起立全員です。よって、議案第99号令和4年度松島町水道事業会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第42 委員会の閉会中の継続審査・調査について

○議長（色川晴夫君） 日程第42、委員会の閉会中の継続審査・調査についてを議題とします。

各委員会の委員長から閉会中の継続審査及び調査の申出がありました。件名一覧はお手元に配付しております。審査及び調査件名を事務局長より朗読させます。局長。

○事務局長（櫻井和也君） それでは朗読いたします。

委員会の閉会中の継続審査・調査申出一覧表。

令和4年第4回松島町議会定例会。

委員会名、継続審査等の内容、審査等の期限の順に申し上げます。

教育民生常任委員会、小中学校の安全対策について、文化財を活用した学校教育について、令和5年9月定例会。

広報広聴常任委員会、議会広報紙の編集、発行及び配布、議会における情報通信技術の活用、議会報告会及び一般会議の開催に必要な企画及び調整、広報及び広聴の活動により明らかになった政策課題の整理、令和5年3月定例会。

議会運営委員会、次回の議会開会に伴う議会運営についての審査、議長の諮問事項及び議会活性化に伴う調査研究、令和5年3月定例会。

以上です。

○議長（色川晴夫君） お諮りします。各委員会の委員長からのお申出のとおり、閉会中の継続審査及び調査をすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（色川晴夫君） 異議なしと認めます。

よって、申出のとおり閉会中の継続審査及び調査をすることに決定いたしました。

本定例会に付議された議案は全て、全部終了いたしました。

令和4年第4回松島町議会定例会を閉会します。

皆様、大変ご苦勞さまでございました。

午後 2時39分 閉 会